

平成27年第1回美幌町議会定例会会議録

平成27年 3月 5日 開会

平成27年 3月20日 閉会

平成27年3月5日 第1号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 選挙第 1 号 美幌・津別広域事務組合議会補欠議員の選挙について
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認について
[平成26年度美幌町一般会計補正予算(第7号)]
- 日程第 6 承認第 2 号 専決処分の承認について
[平成26年度美幌町一般会計補正予算(第8号)]
- 日程第 7 承認第 3 号 専決処分の承認について
[平成26年度美幌町一般会計補正予算(第9号)]
- 日程第 8 同意第 1 号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 10 議案第 1 号 町道路線の認定について
- 日程第 11 議案第 2 号 町道路線の変更について
- 日程第 12 議案第 3 号 町道路線の廃止について
- 日程第 13 議案第 4 号 美幌町老人福祉寮条例を廃止する条例制定について
- 日程第 14 議案第 5 号 平成26年度美幌町一般会計補正予算(第10号)について
- 日程第 15 議案第 6 号 平成26年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 16 議案第 7 号 平成26年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 17 議案第 8 号 平成26年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 18 議案第 9 号 平成26年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 19 議案第 10 号 平成26年度美幌町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第 20 議案第 11 号 平成26年度美幌町病院事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第 21 議案第 43 号 平成26年度美幌町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第 22 議案第 12 号 美幌町自治基本条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 23 議案第 13 号 美幌町行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 24 議案第 14 号 美幌町法令遵守の推進に関する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 15 号 美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 26 議案第 16 号 美幌町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 27 議案第 17 号 美幌町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 28 議案第 18 号 美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 29 議案第 19 号 美幌町保育所及び教育・保育の実施に関する条例の制定について
- 日程第 30 議案第 20 号 美幌町季節保育所条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第 3 1 議案第 2 1 号 美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 2 議案第 2 2 号 美幌町学童保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 3 議案第 2 3 号 美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 4 議案第 2 4 号 美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 5 議案第 2 5 号 美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 6 議案第 2 6 号 美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 7 議案第 2 7 号 美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 3 8 議案第 2 8 号 美幌町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 9 議案第 2 9 号 美幌町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 0 議案第 3 0 号 美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 1 議案第 3 1 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 4 2 議案第 3 2 号 美幌町教育委員会教育長の勤務条件及び服務に関する条例の制定について
- 日程第 4 3 議案第 3 3 号 指定管理者の指定について（美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコート）
- 日程第 4 4 議案第 3 4 号 指定管理者の指定について（美幌町 B & G 海洋センター）
- 日程第 4 5 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度美幌町一般会計予算について
- 日程第 4 6 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度美幌町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 4 7 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 4 8 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度美幌町介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 9 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度美幌町公共下水道特別会計予算について
- 日程第 5 0 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度美幌町個別排水処理特別会計予算について
- 日程第 5 1 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度美幌町水道事業会計予算について
- 日程第 5 2 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度美幌町病院事業会計予算について
（予算編成方針）
（教育行政執行方針）

○出席議員

- | | | | |
|-----|---------------|------|-----------|
| 1 番 | 新 鞍 峯 雄 君 | 2 番 | 大 江 道 男 君 |
| 3 番 | 中 嶋 すみ江 君 | 4 番 | 上 杉 晃 央 君 |
| 5 番 | 早 瀬 仁 志 君 | 8 番 | 岡 本 美代子 君 |
| 副議長 | 9 番 坂 田 美栄子 君 | 10 番 | 吉 住 博 幸 君 |

11番 橋本博之君 12番 宗像密瑠君
 13番 大原昇君 議長 14番 古館繁夫君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長 土谷耕治君 教育委員会 会長 沖田滋君
 農業委員会 会長 鈴木幸往君 選挙管理委員会 会長 松本光伸君
 監査委員 高木清君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長 染谷良君 総務部長 平井雄二君
 民生部長 藤原豪二君 経済部長 広島学君
 建設水道部長 矢萩浩君 病院事務長 大村英則君
 会計管理者 植木恒則君 事務連絡室長 中村敏文君
 総務主幹 田村圭一君 電算主幹 河端勲君
 まちづくり主幹 露口哲也君 総合計画主幹 那須清二君
 財務主幹 小室保男君 契約財産主幹 石坂聡君
 税務主幹 田中三智雄君 環境生活主幹 大場正規君
 児童支援主幹 武田孝司君 福祉主幹 谷川明弘君
 健康推進主幹 佐藤和恵君 農政主幹 渡辺靖行君
 耕地林務主幹 伊成博次君 商工観光主幹 小室秀隆君
 建設主幹 川原武志君 建築主幹 中沢浩喜君
 水道主幹 澤嶋雅俊君 病院総務主幹 但馬憲司君
 事務連絡室次長 三上猛君 教育長 平野浩司君
 教育部長 高木恵一君 学校教育主幹 石澤憲君
 学校給食主幹 石田勇一君 社会教育主幹 荒井紀光子君
 町民会館建設主幹 斉藤浩司君 スポーツ振興主幹 佐藤修君
 農業委員会 事務局長 西俊男君 選挙管理委員会 事務局 監査委員室長 小西守君

○議会事務局出席者

事務局 局長 高崎利明君 次長 橋本美典君
 議事係 長 水上修一君 議事係 寺田好君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（古舘繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第1回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番中嶋すみ江さん、4番上杉晃央さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（古舘繁夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る2月26日及び3月5日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君）〔登壇〕 去る2月26日及び本日3月5日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告します。

本日、5日第1日目は、初めに町長から行政報告を受けます。その後、議会提出案件であります選挙第1号美幌・津別広域事務組合議会補欠議員の選挙を行います。この選挙は、当議会選出の美幌・津別広域事務組合議会議員に欠員が生じたため、補欠議員の選挙を行うものであります。

続いて、平成26年度関連議案である承認第1号専決処分承認について、平成26年度美幌町一般会計補正予算（第7号）から議案第11号平成26年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてまでの審議を行った後に、追加議案の議案第43号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第11号）

についてを審議します。

平成26年度関連議案の審議後に、平成27年度関連議案である議案第12号美幌町自治基本条例の一部を改正する条例制定についてから議案第42号平成27年度美幌町病院事業会計予算についてまでの31件を一括上程した後、町長から予算編成方針、教育長から教育行政執行方針を受けます。

第2日目、6日は、まず代表質問を行います。この代表質問は、昨年12月30日に町政に反映させることを目的に、議会の総意として町長に政策提言した子育て支援の取り組み、地域包括ケアの取り組み強化の2項目についてのみ質問を行うものであり、大江議員が代表として質問を行います。

続いて、一般質問を行います。中嶋すみ江さん、新鞍峯雄さん、宗像密瑠さん、坂田美栄子さんの4名を予定しています。

第3日目、7日土曜日及び第4日目、8日日曜日は、休日休会となります。

第5日目、9日は、第2日目に引き続き一般質問を行うこととし、上杉晃央さん、岡本美代子さん、私、吉住博幸、大江道男さんの4名を予定しています。

一般質問終了後、平成27年度関連議案の説明を受けます。

第6日目、10日から第9日目、13日までは、開会后本会議を休憩し、各議員が休憩中に議案の疑問点整理を行います。

第10日目、14日土曜日及び第11日目、15日日曜日は休日休会となります。

第12日目、16日は、開会后本会議を休憩し、休憩中に関係部署から疑問点に対する聞き取りを行います。部局からの聞き取り終了後本会議を再開し、平成27年度関連議案の質疑を行います。

第13日目、17日は、前日第12日目に引き続き平成27年度関連議案の質疑を行います。

第14日目、18日は、開会后本会議を休憩し、終日会派等による審議を行います。

第15日目、19日は、開会后本会議を休

息し、前日第14日目に引き続き会派等による審議を行います。審議終了後、平成27年度関連議案の表決を行います。

第16日目、20日は、意見書案の審議、報告案件などを予定しています。

次に、本定例会において、団体からの陳情及び意見書の提出を求める陳情、要望を11件受理していますので、その取り扱いについて報告します。

美幌町農業協同組合からの農協関係法制度見直しに係る要請及びTPP交渉等国際貿易交渉に係る陳情、美幌町農民同盟からの農協関係法制度の見直しに関する意見書の提出を求める陳情及びTPP交渉からの即時脱退を求める意見書に関する陳情については、趣旨が同一のため、それぞれの内容を一本化にし、意見書を作成し、国等の関係機関へ提出いたします。

なお、美幌地区連合会からの教育委員会の執行権限を尊重し、中立性を堅持する決議に関する陳情、北海道弁護士会連合会からの特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書採択に関する陳情についても、それぞれ意見書案を作成し、発議することいたします。

また、靖国神社国営化阻止道民連絡会議・第38回紀元節復活反対2・11道民集会参加者一同からの日本国憲法の尊重・擁護に関する要請、美幌地区連合会からの年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書提出を求める陳情。労働者保護ルール改悪反対を求める意見書提出に関する陳情。憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書提出に関する陳情。美幌町スケート協会からの大正橋スケートリンク場における施設整備を求める陳情の5件については、資料配付の措置といたしました。

以上のおおりの審議を進めることとし、会期を本日3月5日から3月20日までの16日間、実質12日間としますが、議案審議の進

行状況によっては、日程を順次繰り上げるなど調整することもありますので、御承知おき願います。

本定例会は、新年度予算案を審議する重要な定例会であり、会期16日間の長丁場となりますが、真摯なる審議に議員各位の協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、議会運営上、他の日程をはめることなく、真摯な対応と的を射た答弁を申し上げ、議会運営委員会委員長としての報告とします。

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長からの報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から3月20日までの16日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月20日までの16日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

初めに、閉会中の議員の辞職許可を報告します。

去る2月18日に松浦和浩議員から辞職願が提出され、地方自治法第126条及び会議規則第99条の規定に基づき、同日付で辞職を許可しました。

次に、閉会中の議会運営委員会委員の選任を報告します。

松浦和浩議員の辞職に伴い、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、2月19日付で議会運営委員会委員に上杉晃央さんを選任したので報告します。

その他の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付

しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承願います。

なお、鈴木農業委員会会長、明日以降、松本選挙管理委員会委員長、本日午後以降欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報用のため写真撮影を行いますので御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコン使用を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（古館繁夫君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに平成27年第1回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に、御寄附・御寄贈についてであります。

去る平成26年12月17日、網走市にお住まいの高橋康弘様から、故高橋貫一様が生前美幌町にお世話になったお礼として、社会福祉のために役立てていただきたいと100万円を、さらに国会図書館システム閲覧のために役立てていただきたいと、閲覧用ハイスペックパソコン1台及びカラープリンター1台を、12月24日に東京都世田谷区にお住まいの本田忠盛様から、博物館事業及び芸術文化鑑賞事業に役立てていただきたいと300万円を、12月26日に町内美富8番地の

8にお住まいの細川百合子様から、故細川清様が生前にお世話になったお礼として、図書館蔵書充実のために役立てていただきたいと100万円を、12月29日に町内鳥里1丁目5番地の21にお住まいでありました、故笠川政義様から、町のために役立てていただきたいと100万円をそれぞれ御寄附・御寄贈をいただいたところであります。

御厚志をありがたくお受けいたし、御趣旨に沿って活用してまいります。

第2に、職員の人事異動の発令についてであります。

去る1月1日付及び1月6日付をもって人事異動の発令をしたところでありますが、今回の異動は、職員の休職に伴う配置がえ及び西村泰司医師の採用発令を行ったところであります。

第3に、東日本大震災被災地への職員派遣についてであります。

東日本大震災被災市町村においては、復興事業の本格実施に伴い、膨大な量の業務に対応するための職員が不足している状況にあり、現在岩手県大槌町へ職員1名を派遣しているところであります。

現在、派遣をしている職員については、平成26年度で派遣が終了する予定でありましたが、現派遣先であります岩手県大槌町より、現職員の派遣期間の延長要請があったことから、派遣職員との協議の結果、派遣期間の延長を決定したところであります。

本町は、これまでも被災地への支援として、義援金及び救援物資等の提供並びに職員の長期派遣を行っており、今後につきましても被災市町村からの要請にできる限り応えてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

第4に、暴風雪による道路通行どめに伴う緊急避難対応についてであります。

去る平成26年12月16日から18日にかけて、急速に発達した低気圧による暴風雪の影響で、交通機能への障害をもたらしたことから、町では12月17日午前9時に美幌

町暴風雪災害対策本部を設置するとともに、自主避難者のために、しゃきつとプラザを緊急避難所として開設したところであります。

避難者への対応では、国道及び道道が閉鎖されたことに伴い、町内から移動ができなくなった自主避難者33名を受け入れ、休憩及び宿泊の対応を行った次第であります。

18日午前8時には、国道39号北見網走方面が開通したことから、避難者の方も随時それぞれ目的地に向かわれ、同日午後4時30分に美幌町暴風雪災害対策本部を解散し、緊急避難所の閉鎖をしたところであります。

また、1月31日から2月2日にかけて発達した低気圧が千島近海で停滞した影響で、暴風雪による交通機能への障害をもたらしたことから、2月1日午後4時に美幌町暴風雪災害対策本部を設置するとともに、しゃきつとプラザを緊急避難所として開設したところであります。

避難者への対応では、国道及び道道が閉鎖されたことに伴い、町内から移動できなくなった自主避難者11名を受け入れ、休憩及び宿泊の対応を行った次第であります。

2日午前8時30分には、国道39号北見網走方面が開通したことから、避難者の方も随時それぞれ目的地に向かわれ、同日午後3時30分に緊急避難所を閉鎖し、午後5時に美幌町暴風雪災害対策本部を解散したところであります。

さらに、2月15日から2月16日にかけて発達した低気圧に伴う暴風雪の影響で交通機能に障害がもたらされたことから、2月15日午後4時に、しゃきつとプラザを緊急避難所として開設したところであります。

避難者への対応では、国道及び道道が閉鎖されたことに伴い、町内から移動できなくなった自主避難者68名を受け入れ、休憩及び宿泊の対応を行った次第であります。

16日午前10時30分には、国道39号網走方面が開通したことから、避難者の方も随時それぞれ目的地に向かわれ、同日午後2時に緊急避難所を閉鎖したところであります。

す。

防災対応につきましては、町民の生命、身体及び財産を保護する観点から、今後も万全の体制を期して災害対応に取り組んでいく所存であります。

第5に、町道歩道除雪中の事故についてであります。

去る平成26年12月19日午前9時15分ごろ、美幌町字西2条南3丁目1番地1地先の町道第104号道路歩道において、手押しロータリ除雪機により除雪作業を行っていた本町建設水道部建設グループ所属の臨時職員が、転倒した際に除雪機の下へ横向きに滑り込み、下敷きとなる事故が発生しました。

事故当時は、大雪の直後で歩道の堆積が多く、前進と後進を繰り返して除雪作業を行っており、後退時に除雪機を引く動作を行った際に、滑りやすくなっていた歩道路面で体のバランスを崩して転倒したものであります。

事故発生の連絡を受けて、町は直ちに美幌消防署へ救急車の出動を要請し、救急搬送の結果、臨時職員は腸骨骨折及び背部挫傷の診断を受けて、12月19日から入院加療し、2月9日に症状が安定したことにより、退院して通院治療するに至っております。

この事故を踏まえて、町は除雪担当者へ作業時の安全確保を訓示するとともに、除雪業務を行っている7事業者及び農村地区の除雪組合代表者に対して、安全確保の徹底を求める文書を送付し、さらには町ホームページでも注意喚起を行ったところであります。

また、平成27年1月9日には、民間団体が個人の依頼を受けて除雪作業を行っている中で、団体会員が操作する家庭用手押し除雪機に左足を巻き込む作業事故が発生していることから、町は全職員及び自治会長並びにたすけあいチーム会長宛に、除雪機の使用に関する注意事項を盛り込んだ文書により、さらなる注意喚起を呼びかけたところであります。

第6に、美幌町立国民健康保険病院の医師確保についてであります。

平成26年3月から5月にかけて、外科の常勤医師3名が退職し、平成26年6月以降は、5名の常勤医師並びに1名の内科嘱託医師、外科につきましては、神奈川県北里大学からの1年間の期限つき出張医師の派遣により診療を行ってきたところではありますが、外科の診療を担っていただいた北里大学からの派遣が、本年3月末をもって終了すること、総合診療科・腎臓内科の雨宮哲朗医師（46歳）が本年6月末をもって退職予定であること、診療体制の充実を図るため、内科嘱託医師の常勤化を図る必要があることから、継続して常勤医師の招聘を行ってきたところでもあります。

このたび、病院見学を終えた4名の医師から、本町国保病院の常勤医師として赴任したい旨の意思表示がありましたので、本年4月以降、順次採用を予定しているところでもあります。

まず、内科の常勤医師として、4月1日付採用を予定している西村光太郎医師（48歳）であります。

西村医師は、香川大学医学部卒業で、現在高知県四万十市国民健康保険病院西土佐診療所の所長として勤務しており、日本消化器内視鏡学会専門医、日本内科学会認定内科医、プライマリ・ケア認定医で、診療開始日は4月2日を予定しているところでもあります。

このため、平成25年4月から内科の嘱託医として勤務していただきました國本浩明医師（44歳）は、3月31日をもって退職を予定しているところでもあります。

次に、外科の常勤医師として、4月1日付採用を予定している西野達生医師（50歳）であります。

西野医師は、広島大学医学部卒業で、現在大分県別府リハビリテーションセンターの副院長として勤務しており、日本外科学会認定医、日本リハビリテーション医学会認定臨床医で、診療開始は4月1日を予定しているところでもあります。

次に、総合診療科・腎臓内科の雨宮哲朗医

師の後任として、5月1日付採用を予定している酒井英二医師（53歳）であります。

酒井医師は、弘前大学医学部卒業で、現在沖縄県宮古島徳州会病院の院長として勤務しており、専門が心臓血管外科の外科認定医であります。現在は一般内科の診療に当たっているところであり、診療開始日につきましては、現在協議中であります。

次に、本年1月7日に新たな診療科として開設いたしました泌尿器科の診療体制の充実を図る観点から、泌尿器科の常勤医師として、6月1日付採用を予定している野崎哲夫医師（46歳）であります。

野崎医師は、富山大学医学部卒業で、現在富山大学附属病院泌尿器科の准教授として勤務しており、日本泌尿器科学会専門医・指導医、腹腔鏡技術認定医、日本移植学会移植認定医、日本がん治療認定医で、診療開始日につきましては、現在協議中であります。

野崎医師の採用により、本年6月からは泌尿器科医師2名体制となり、手術、入院を含め、診療体制の充実が期待されているところでもあります。

今回の4名の医師招聘により、本年6月以降は常勤医師が9名体制となりますが、整形外科医師の招聘や眼科医師の常勤化、将来を見据えた医師確保のため、今後も引き続き地域医療を守る観点から、医師確保の対策に取り組んでいく所存であります。

第7に、2月27日現在の建設工事進捗状況についてであります。

提出しております参考資料のとおり、本年度に計画しております工事件数54件のうち、土木工事17件、建築工事16件、上水道工事9件、公共下水道工事2件、浄化槽工事8件の計52件を発注し、消化率では件数で96.3%、工事額で92.5%となっております。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

承認第1号平成26年度美幌町一般会計補

正予算（第7号）については、町道除排雪作業等のため急を要したこと。

承認第2号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第8号）については、町道除排雪作業等及び図書館に係る暖房設備修繕のため急を要したこと。

承認第3号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第9号）については、町道除排雪作業等のため急を要したことにより専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

人事案件について。

同意第1号については、オホーツク町村公平委員会委員田中誠氏は、本年3月31日をもって任期満了となりますので、後任に高畑秀美氏を選任いたしたく御同意を賜りたいのであります。

諮問第1号については、人権擁護委員澤田孝一氏、関美恵子氏は、本年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き両氏を推薦することについて御意見を賜りたいのであります。

町道路線の認定、変更及び廃止について。

議案第1号町道路線の認定については、グループホームの用地の譲渡に伴い、町道用地が確定したため、第599号道路として、新たに認定を行おうとするものであります。

議案第2号町道路線の変更については、町道の路線統合に伴い、第668号道路の起点の変更をしようとするものであります。

議案第3号町道路線の廃止については、町道の路線統合に伴い、第669号道路の廃止をしようとするものであります。

条例の廃止について。

議案第4号美幌町老人福祉寮条例を廃止する条例制定については、美幌町老人福祉寮の閉鎖に伴い、当該施設の設置条例を廃止しようとするものであります。

平成26年度各会計補正予算について。

まず、一般会計の主なものとしては、事業確定に伴う債務負担行為及び地方債の補正、病院事業会計負担事業費として1億3,03

9万2,000円、青年就農給付金として150万円、公共下水道特別会計繰出金として855万3,000円、その他年度末における事務事業の確定に伴う執行残の整理を行おうとするものであります。

次に、特別会計及び企業会計についてであります。国民健康保険特別会計については、受診件数の減少に伴う療養給付費の減額などを、介護保険特別会計については、訪問介護利用者の減少に伴う居宅介護サービス給付費の減額などを、公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計及び水道事業会計については、年度末における事務事業の確定に伴う執行残の整理を、病院事業会計については医師確保に係る紹介手数料のほか、医業収益の減少に伴う整理を行おうとするものであります。

次に、本日追加提案させていただきました議案第43号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第11号）については、本日から年度末の間における町道除排雪作業等に係る補正を行おうとするものであります。

条例の改正及び制定について。

議案第12号美幌町自治基本条例の一部を改正する条例制定については、総合計画の基本構想の策定において、議会の議決を経る手続を定めようとするものであります。

議案第13号美幌町行政手続条例の一部を改正する条例制定については、行政手続法の改正に伴い、行政指導の中止などを求める制度及び行政処分、行政指導を求める制度を創設するほか、行政指導の方式を充実しようとするものであります。

議案第14号美幌町法令遵守の推進に関する条例の制定については、美幌町自治基本条例第43条の規定に基づき、町政における法令の遵守、倫理の保持などについて組織的に取り組む体制を整備するため、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第15号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、平成26年度人事院勧告に基づく給与制度の総

合的見直しなどに伴う給与表及び昇給制度を見直し、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務制度を創設しようとするものであります。

議案第16号美幌町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、職員等の赴任に伴う移転料等を改めようとするものであります。

議案第17号美幌町税条例の一部を改正する条例制定については、地方税法の改正に伴い、個人町民税の算定方法等を改めようとするものであります。

議案第18号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、関係法令の改正等に伴い、手数料の設定・改廃をしようとするものであります。

議案第19号美幌町保育所及び教育・保育の実施に関する条例の制定については、子ども・子育て支援法の施行等に伴い、美幌町保育所条例を全部改正し、条例名、教育・保育施設の入所の判定基準、保育園の開園時間、延長に係る保育料等を改めようとするものであります。

議案第20号美幌町季節保育所条例の一部を改正する条例制定については、児童福祉法の改正に伴い、季節保育所の入所資格等を改めようとするものであります。

議案第21号美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定については、児童福祉法の改正に伴い、へき地保育所の入所資格等を改めようとするものであります。

議案第22号美幌町学童保育所条例の一部を改正する条例制定については、児童福祉法の改正に伴い、対象児童に関する事項を改めようとするものであります。

議案第23号美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定については、子ども・子育て支援法の施行に伴い、保護者の就労等による一時預かりの日数を改めようとするものであります。

議案第24号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、平成27年度

から平成29年度までの介護保険料及び介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期を定めようとするものであります。

議案第25号美幌町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について及び議案第26号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、平成27年度の介護報酬に係る改定とあわせて関係省令が改正されたことに伴い、施設基準、各サービスなどを改めようとするものであります。

議案第27号美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について及び議案第28号美幌町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、第3次地方分権一括法の施行による介護保険法の改正に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた基準を本町の条例で定めようとするものであります。

議案第29号美幌町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定については、道営土地改良事業と一体的に実施する農業経営高度化促進事業の実施に伴い、分担金徴収とする対象事業を新たに加えようとするものであります。

議案第30号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定については、三橋南団地の駐車場使用料を徴収するための改正をしようとするものであります。

議案第31号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、教育委員長と教育長を一本化する国の教育委員会制度改革に伴い、関係条例を改正しようとするものであります。

議案第32号美幌町教育委員会教育長の勤

務条件及び服務に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する一部を改正する法律の施行に伴い、特別職とされた新教育長の勤務条件及び服務について定めようとするものであります。

指定管理者の指定について。

議案第33号及び議案第34号は、美幌町あさひ体育センター、美幌町テニスコート、美幌町B&G海洋センターの指定管理者の指定期間が満了したことを受けて、各施設の管理者を公募・選考した結果、引き続き特定非営利活動法人美幌町体育協会を指定管理者に定めようとするものであります。

なお、平成27年度各会計予算につきましては、後ほど平成27年度予算編成方針において総括的に御説明いたしました後、各議案について逐次御説明を申し上げてまいりますので、慎重なる御審議の上、原案に御協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告と提出案件の概要説明といたします。

○議長（古舘繁夫君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第4 選挙第1号

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 選挙第1号美幌・津別広域事務組合議会補欠議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

美幌・津別広域事務組合議会補欠議員に、新鞍峯雄さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました新鞍峯雄さんを美幌・津別広域事務組合議会補欠議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました新鞍峯雄さんが美幌・津別広域事務組合議会補欠議員に当選されました。

ただいま当選されました新鞍峯雄さんが議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎日程第5 承認第1号

○議長（古舘繁夫君） 日程第5 承認第1号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） それでは、議案の5ページをお開きいただきたいと思ます。

承認第1号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるということで、次の6ページをお開きいただきたいと思ます。

専決処分書。

町道除排雪作業等のため、急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年1月8日。

美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次の7ページから御説明を申し上げます。

平成26年度美幌町一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

平成26年度美幌町の一般会計補正予算

(第7号)は、次に定めるところによる。

今回の補正は、除雪対策事業費の増額補正でありまして、昨年4月4日発達した低気圧の影響で大雪となり、年度当初に一斉除雪を実施したこと、昨年12月17日から18日の異常低気圧による大量の湿った重い雪によって除雪作業に多くの時間を要したこと、道路脇の堆積スペースもなく、交差点の見通しも悪いことから、排雪作業が必要な状況になり、当初予算では一斉除雪4回分の経費を計上しておりましたが、既に予算が不足する状況にあったことから、今後の所要額を補正したものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出それぞれ99億1,559万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

それでは、議案の17ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出でございますが、土木費の除雪対策事業費の増、自動車等借上料1,500万円の増額補正でございます。一斉除雪分3回分といたしまして900万円、排雪分といたしまして600万円、合計1,500万円を追加をしたところでございます。当初予算1,800万円で、1,500万円をこのたび増額をいたしまして、補正後は3,300万円としたものでございます。

次に歳入を御説明しますので、15ページにお戻りをお願いいたします。

歳入でございますが、財政調整基金繰入金金の増、1,500万円の増額補正でございます。今回の補正財源を財政調整基金の繰入金に求めたもので、これによりまして、財政調整基金の年度末残高は11億9,896万4,000円となる見込みでございます。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしく願いをいたします。

○議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、承認第1号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第2号

○議長(古舘繁夫君) 日程第6 承認第2号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(平井雄二君) 議案の19ページをお開き願いたいと思っております。

承認第2号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるということで、次の20ページをお開きいただきたいと思っております。

専決処分書。

町道除排雪作業等及び図書館に係る暖房設備修繕のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年1月28日。

美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次の21ページから御説明を申し上げます。

平成26年度美幌町一般会計補正予算(第8号)について御説明を申し上げます。

平成26年度美幌町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

今回の補正は、まず1点目は、除雪対策事業費の増額補正といたしまして、1月8日以後についても、例年のない毎週末のような暴

風雪が発生をいたしました。一度の降雪量も多く、一斉除雪の回数がふえたこと、さらに排雪作業が必要になったことから、所要額を補正したものでございます。

もう1点目は、図書館における電気暖房機のパネル8カ所が経年劣化により故障したことに伴い、運営に支障を来すことから、修繕料の増額を補正したものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,830万円を追加し、歳入歳出それぞれ99億5,389万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

それでは、議案の31ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出でございます。

まず、土木費の除雪対策事業費の増、3,700万円の増額補正でございますが、一斉除雪分といたしまして6回分1,900万円、民間排雪8地区分といたしまして864万円、直営排雪に伴う民間ダンプの借上料として447万3,000円、雪捨て場の雪押しブル借上料といたしまして492万5,000円、合計3,703万8,000円、端数処理をいたしまして3,700万円を増額いたしたところでございます。これに伴いまして、補正後の借上料は7,000万円としたものでございます。

次、教育費の図書館費、施設維持管理事業費の増、修繕料130万円の増額補正でございますが、先ほど御説明しましたとおり、電気暖房機パネル8カ所の修繕料でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、29ページにお戻り願いたいと思っております。

繰入金、財政調整基金繰入金の増3,830万円の増額補正でございますが、今回の補正財源を財政調整基金の繰入金に求めたもので、これによりまして、財政調整基金の年度

末残高は11億6,064万6,000円となる見込みでございます。

以上御説明を申し上げましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第2号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第3号

○議長（古舘繁夫君） 日程第7 承認第3号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の33ページをお開きいただきたいと思っております。

承認第3号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し承認を求めるということで、次の34ページをお開きいただきたいと思っております。

専決処分書。

町道除排雪作業等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成27年2月10日。

美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次の35ページから御説明を申し上げます。

平成26年度美幌町一般会計補正予算（第9号）について御説明を申し上げます。

平成26年度美幌町の一般会計補正予算

(第9号)は、次に定めるところによる。

今回の補正は、除雪対策事業費の増額補正でございます。1月31日から続いた暴風雪により、農村地区で吹きだまりや雪庇による交通障害が発生、直営による農村部の除雪作業が難航いたし、2月2日の一斉除雪後も作業を完了できずに、2月5日まで作業が続いた状況でありました。

市街地では、主要幹線はもとより、準幹線、バス路線、通学路等などで堆積スペースがなく、車の通行に支障を来すなど、住民生活に影響が出る一方で、見通しの悪い交差点が町内全域にあることから、早急な排雪作業が必要な状況にあったところでございます。このために、通常は直営で行う市街地幹線の排雪を民間へ委託し、あわせて住民生活に支障を来している路線や、見通しの悪い交差点の排雪も各地区を担当していただいております。民間業者に委託することとした結果、借上げ料にさらなる増額補正が必要となったところでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ99億8,389万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

議案の45ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

土木費、除雪対策事業費の増、自動車等借上料3,000万円の増額補正でございます。一斉除雪分といたしまして3回分950万円、民間排雪分といたしまして1,850万円、直営排雪に伴う民間ダンプ借上料として513万3,000円、雪捨て場の雪押しブル借上料といたしまして856万7,000円、合計4,170万円から予算の執行残を差し引いた不足額3,000万円を増額し、補正後の借上料を1億円としたものでございます。

次に、歳入を御説明申し上げますので、4

3ページにお戻りいただきたいと思います。

繰入金、財政調整基金繰入金の増3,000万円の増額でございます。今回の補正財源を財政調整基金の繰入金に求めたもので、これによりまして財政調整基金の年度末残高は11億3,064万6,000円となる見込みでございます。

以上、御説明を申し上げましたので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、承認第3号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

暫時休憩をします。11時15分から再開いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(古舘繁夫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 同意第1号

○議長(古舘繁夫君) 日程第8 同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(土谷耕治君) 同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

オホーツク町村公平委員会委員田中誠氏は、平成27年3月31日をもって任期満了

となるので、次の者を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項及びオホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるという内容でございます。

記。

住所、北海道紋別郡西興部村字西興部293番地。

氏名、高畑秀美様。

生年月日、昭和25年6月16日生まれでございます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第9 諮問第1号

○議長（古舘繁夫君） 日程第9 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

人権擁護委員澤田孝一氏、関美恵子氏は、平成27年6月30日をもって任期満了となるので、次の者を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるというものでござい

ます。

記。

住所、美幌町字美禽18番地の101。

氏名、澤田孝一さん。

生年月日、昭和33年5月31日生まれ。

住所、美幌町字都橋82番地の5。

氏名、関美恵子さん。

生年月日、昭和24年4月4日生まれでございます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、諮問のとおり適任とする意見に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は、適任と答申することに決定しました。

◎日程第10 議案第1号

○議長（古舘繁夫君） 日程第10 議案第1号町道路線の認定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 議案の48ページをお開き願います。

議案第1号町道路線の認定についてを御説明申し上げます。

道路法第8条の規定により、町道路線を次のように認定しようとするものであります。

町道路線の変更につきましては、記以下の1路線でありまして、詳細につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の2ページをお開き願います。

資料2、議案第1号関係、町道認定路線であります。

図面では、丸印が起点、矢印の先が終点であります。路線名が第599号道路であります。今回認定いたします路線につきましては、美幌町字新町1丁目の国道39号北側のグループホーム用地として、町が平成26年7月1日付で社会福祉法人北海道療育園様に無償譲渡した土地に隣接する道路でありまして、町道第593号道路を起点として、グループホーム用地の西、北、東側に隣接する路線を認定しようとするものであります。

参考資料の1ページへお戻りいただきたいと思っております。

資料1、議案第1号関係。

町道路線の認定であります。路線名が第599号道路であります。総延長が133メートル50センチ、実延長が127メートル10センチ、重複延長が6メートル40センチ。最大敷地幅員、最少敷地幅員ともに8メートル00センチであります。

なお、起終点の住所等につきましては、議案本文に記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今回のグループホーム関係で、前提があると思うのですよね。療育園さんのグループホームというか、それでひっかけて申しわけないけれども、この土地、解体費云々ということも絡めて、お上げしたというような感覚でありますが、そのグループホーム等も含めて、予定がわかっているとお教え願いたいなど。ひっかけて申しわけないけれども、承知している点、これ民生部長あたりかな。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 現在、療育園のほうでいろいろと方策を練っている状況でござ

いまして、当初オーナー制で建築をしたいというようなことでもございますけれども、療育園のほうでいろいろとそのオーナー制の部分について、うまくいかないような状況もございまして、今その方法を療育園のほうで検討しているというような段階でございます。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） それに即して、町道を整備しようということの前提の認定だと、私は計画当初から聞き及んでいるものですから、そういう意味で、速やかに町道認定も含めて、道路改良も含めてみんな出てくるのかなと思ったものですから、全体ということで聞いたつもりであります。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 本用地につきましては、ちょうどここに民間の方の土地がございまして、あのグループホームはグループホームで、要するに道路のほうに、593号のほうについてますけれども、その奥の方については、現在私道というようなことになっております。その奥の方についての道路を確保するために、本道路の認定をしようというようなものでございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第1号町道路線の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第2号

○議長（古舘繁夫君） 日程第11 議案第

2号町道路線の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長(矢萩 浩君) 議案の49ページをお開き願います。

議案第2号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

道路法第10条第2項の規定により、町道路線を次のように変更しようとするものであります。

町道路線の変更につきましては、記以下の1路線でありまして、詳細につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の4ページをお開き願います。

資料4、議案第2号関係、町道路線の変更についてであります。

路線名、町道第668号道路で、美幌町字鳥里3丁目の公園通りの西側、平和通りの南側に位置する路線であります。

変更前の図面では、路線を実線で表示しており、黒丸印が起点で、町道第642号道路、終点は町道第643号道路に接続している路線です。

変更後は、破線で表示してあります町道第5号道路公園通りを起点として、町道第642号道路を重複路線として間に挟み、町道第669号道路と町道第668号道路を一つの路線として、これまでの町道第668号道路同様に、町道第643号道路を終点とするものであります。

この路線につきましては、町道第668号道路が86メートル、町道第669号道路が97.10メートルと、ともに路線延長が100メートルに満たない路線でありますことから、整備に向けて町道を統合しようとするものであります。

参考資料の3ページにお戻りいただきたいと思っております。

資料3、議案第2号関係。

変更前、変更後の総延長、実延長、重複延長、最大敷地幅員、最少敷地幅員は、記載の

とおりであります。

なお、起終点の住所等につきましては、議案本文のとおりでございますので、朗読を省略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番(吉住博幸君) 参考資料の4ページ、この図面のほうなのですが、今ここで議論する話だと思っているのですが、図面上で、もう旧と書かれておいでなものだから、私としてもどう言ったらいいのか戸惑うところであります。まあそれはそれとして、こういう状況下の中、議長、後でもいいのですが、100メートル以内の町道って、どのぐらいあるのかなというデータを参考まで、準備いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(古舘繁夫君) 建設水道部長。

○建設水道部長(矢萩 浩君) 時間をいただければ、後ほど御用意させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長(古舘繁夫君) ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) これで質疑を終わります。

これから、議案第2号町道路線の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第3号

○議長(古舘繁夫君) 日程第12 議案第3号町道路線の廃止についてを議題としま

す。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 議案の50ページをお開き願います。

議案第3号町道路線の廃止についてを御説明申し上げます。

道路法第10条の規定により、町道路線を次のように廃止しようとするものであります。

町道路線の廃止につきましては、記以下の1路線でありまして、詳細につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の6ページをお開き願います。

資料6、議案第3号関係、町道路線の廃止であります。

路線名、町道第669号道路で、美幌町字鳥里2丁目の公園通りから鳥里道営住宅に至る路線であります。

図面では、路線を実線で表示しており、黒丸印が起点で、町道5号道路、公園通りであります。終点は、町道第642号道路に接続している道路であります。

廃止後は、議案第2号で申しあげました町道第668号道路として供用しようとするものであります。

参考資料の5ページにお戻りいただきたいと思ひます。

資料5、議案第3号関係。

廃止する路線の総延長、実延長、重複延長、最大敷地幅員、最少敷地幅員は記載のとおりであります。

なお、起終点の住所等につきましては、議案本文のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

以上、御説明を申しあげました。どうぞよろしく願ひいたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第3号町道路線の廃止についてを採決します。

この採決は、起立によって行ひます。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第4号

○議長（古館繁夫君） 日程第13 議案第4号美幌町老人福祉寮条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の51ページでございます。

議案第4号美幌町老人福祉寮条例を廃止する条例制定について御説明いたします。

美幌町老人福祉寮条例を廃止する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたします。参考資料7ページをお開きいただきたいと思ひます。

資料7、議案第4号関係でございます。

条例名は、美幌町老人福祉寮条例を廃止する条例でございます。

経過及び制定目的につきましては、美幌町老人福祉寮、美英福祉寮でございますが、昭和48年に開設され、定員6名で管理運営してまいりましたが、築後40年経過いたしまして、施設の老朽化が著しいため、新規入所の受け入れを行っておりませんでした。

今年度、入所者全員が退所したことに伴ひまして、平成27年3月末をもって施設を閉鎖し、本条例を廃止しようとするものでございます。

制定内容、要旨は、美幌町老人福祉寮条例を廃止する。

関連条例の改正といたしまして、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止

に関する条例の一部を改正するものでありまして、第2条中、第5号の老人福祉寮を削除するものでございます。

根拠法令は、地方自治法でございます。

施行日は、平成27年3月31日付でございます。

以上、御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） お住まいの方が退所されたということですが、失礼な言い方だけども、最後の人が退所した日にち、御存じであれば、まず1回目としてお聞きしておきたい。

○議長（古館繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 日付は、12月の中旬ぐらいというふうに認識しております。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第4号美幌町老人福祉寮条例を廃止する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第5号

○議長（古館繁夫君） 日程第14 議案第5号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の53ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第10号）について御説明を申し上げます。

平成26年度美幌町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、主に年度末における執行残等の整理を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,453万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ99億5,935万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」で御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」で御説明を申し上げます。

それでは、まず58ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為補正について御説明を申し上げます。

事項欄のまず財務会計システム借上料につきましては、平成17年に導入しましたシステムの更新で、入札執行により111万3,000円減額となり、限度額を2,980万8,000円に変更しようとするものでございます。

次の住民基本台帳ネットワークシステム借上料につきましては、平成20年に導入しましたシステムの更新で、入札執行により19万4,000円減額となり、限度額を239万3,000円に変更しようとするものでございます。

次の機械警備委託料（中学校）でございますが、これは平成24年度から平成28年度

の5年契約の平成26年度から消費税増税に伴う増額分ではありますが、当初10%を計上していたため、1万5,000円を減額いたし、限度額3万4,000円とするものでございます。

次の自動体外式除細動器借上料（中学校）についても、平成24年から平成28年度の5年契約の平成26年度から消費税増税に伴う増額分でありまして、当初10%を計上していたために3,000円減額し、8,000円に変更しようとするものでございます。

最後の電子計算機借上料（図書館）ではありますが、平成21年度に購入いたしました機器の更新で、入札執行により251万7,000円減額とし、限度額を1,210万円とするものでございます。

次に、59ページをごらんいただきたいと思っております。

第3表、地方債補正について御説明を申し上げます。

地方債補正については、主に額の確定に伴う整理及び過疎債の同意による予算化をしようとするものでございます。

起債の目的の欄であります。まず最初に、緊急防災・減災事業につきましては、樋門3カ所の非常電源設備工事及び避難所備蓄品の執行残により、230万円を減額し、限度額を230万円に変更しようとするものでございます。

次のコミュニティセンター耐震補強事業でございますが、当初防災対策事業債、これは充当率90%、交付税措置50%であります。この起債で計上しておりましたけれども、過疎債、ハード事業に振りかえ、また、執行残について、LED化工事を実施することとし、あわせて過疎債、充当率100%、交付税措置70%を活用し、380万円増額し、限度額を3,790万円にしようとするものでございます。

次、第Ⅱ期埋立処分場施設整備事業ではありますが、移送ピット改修工事ですが、当初は一般廃棄物処理事業債、充当率75%、交付

税措置30%で計上していたものを、過疎債、ハード事業に振りかえをしようとするので350万円増額し、1,500万円とするものでございます。

次の農業生産基盤整備事業ではありますが、田中、豊栄、昭美地区の道営畑総事業分で、公共事業等債及び辺地債で、事業費確定に伴います補正で100万円増額し、1,290万円とするものでございます。

次の除雪機械購入事業ではありますが、6月議会に補正をいたしましたミニホイールローダー購入に係る過疎債、ハード事業で、事業費確定に伴いまして160万円減額し、620万円に変更しようとするものであります。

次の住宅リフォーム促進事業ではありますが、申し込み増により、6月議会で増額補正をさせていただきました過疎債、ソフト事業を計上しておりましたが、過疎債、ソフト事業の追加配分及び事業費確定に伴い1,780万円増額し、4,280万円とするものでございます。

次の食料供給基盤強化特別対策事業ではありますが、田中、豊栄、昭美、美禽地区における畑総事業、経営体育成事業の実施に伴うパワーアップ分で、北海道振興基金を計上しておりましたが、交付税措置がないため、歳入の財源調整、地方債残高抑制のため、全額を減額しようとするものでございます。

次の特定間伐等促進事業ではありますが、未来につなぐ森づくり推進事業における市町村補助分に係る一般補助施設整備事業債、充当率100%、交付税措置30%を予定しておりましたが、歳入の財源調整、地方債の残高抑制のため、全額を減額しようとするものでございます。

一番下、町道整備事業ではありますが、町道第19号道路、これは報徳の森商会様の付近でございます。これと町道第24号、これは豊岡三国様宅から旧豊岡小学校にかけてでございます。この2路線の舗装補修工事の補助残分を公共事業等債で計上しておりましたが、過疎債、ソフト事業に振りかえるため、

全額を減額し、それぞれの事業で新たに計上するものということで、後ほど出てまいります。

次に、60ページをお開きいただきたいと思います。

埋蔵文化財発掘調査事業であります。田中、豊栄地区道営畑総事業に係る調査事業で、当初北海道振興基金で計上しておりましたが、交付税措置がなく、歳入の財源調整及び地方債の残高抑制のため、全額を減額しようとするものでございます。

次、びほろ町内消費拡大セール事業であります。北海州市町村振興協会からの助成金基本額200万円の残640万円について、過疎債、ソフト事業の新規計上といたしまして、640万円を限度額として補正しようとするものでございます。

次の町道補修事業（第19号道路）と町道補修事業（第24号道路）につきましては、先ほど町道整備事業で御説明いたしました過疎債、ソフト事業への振りかえと、事業費確定により、限度額を整理し、新規計上するということで、第19号道路は590万円、第24号道路は880万円の限度額として設定をしようとするものでございます。

次の町道側溝排水路整備事業（第29号道路）であります。平成25年度から2カ年計画で実施の登栄地区の町道側溝排水路整備工事で、過疎債、ソフト事業の新規計上をするもので、限度額を1,130万円とするものでございます。

次の大正橋長寿命化計画改修事業（第770号道路）であります。大正橋の橋面工事実施設計を実施する事業で、国庫補助残を過疎債、ハード事業として新規計上するもので、限度額690万円とするものでございます。

このページの一番下、旧花見橋旧町道撤去事業、これにつきましては、花見橋のかけかえに伴い、旧花見橋の市街地側の旧町道の舗装及び積みブロックを撤去する事業で、過疎債、ソフト事業として新規計上するもので、

限度額490万円を設定しようとするものでございます。

次のページ、61ページをごらんいただきたいと思います。

町道整備事業（第121号道路）でございます。この事業は、稲美の西島様宅から竹下養豚場に係る舗装工事で、国庫補助残を過疎債、ハード事業として新規計上するもので、限度額を250万円とするものでございます。

次の歩道整備事業（第2号道路）でございます。年次計画で実施しております栄通りの歩道改良舗装事業で、過疎債、ハード事業として新規計上するもので、限度額690万円とするものでございます。

次の美園団地屋根補修事業であります。年次計画で実施しております美園団地屋根改修事業で、過疎債、ソフト事業として新規計上するもので、限度額1,090万円とするものでございます。

次、東陽小学校体育館屋根補修事業でございます。これにつきましても過疎債、ソフト事業として新規計上するもので、限度額1,370万円とするものでございます。

次の北中学校トイレ補修事業であります。トイレの洋式化事業で、国庫補助残を過疎債、ソフト事業として新規計上するもので、限度額980万円とするものでございます。

最後であります。美幌町あさひ体育センター屋根補修事業であります。これにつきましても過疎債、ソフト事業として新規計上するもので、限度額を1,370万円とするものでございます。

これらの補正によりまして、本年度の地方債総額は7,390万円増額し、8億5,950万円とするものであります。

それでは、次に、76、77ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、主に年度末における整理でございますが、まず2段目、総務費の一般事務費の減、2行目、特別旅費41万

6,000円の減額につきましては、震災被災地支援として、岩手県大槌町へ派遣しております職員について、さらに1年延長することとなったことに伴います帰任旅費の減額でございます。

次の事業、庁用事務費の増、通信運搬費105万円の増額補正でございますが、これにつきましては、総合計画策定のためのアンケート実施、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金に係る郵便物の増によるものでございます。

次、78、79ページをお開きいただきたいと思えます。

上から3段目、企画費の政策推進事業費の減、積立金67万5,000円の増額でございますが、これにつきましては、平成26年11月4日から12月30日にかけての68件のふるさと寄附金のうち、使途指定のない62件分をふるさと基金へ積み立てをしようとするものでございます。

次に、80、81ページをお開きいただきたいと思えます。

上から3段目になります。財政調整等基金積立金の増、積立金319万7,000円の増額補正でございますが、3件の寄附金及び利子の減による増額補正であります。

まず1点目、12月24日、東京都にお住まいの本田忠盛様から、ふるさと寄附金といたしまして、博物館備品整備にと150万円の寄附をいただいたもの、次、12月26日、美富にお住まいの細川百合子様から、故細川清様が生前町にお世話になり、図書館蔵書にと100万円の御寄附をいただいたもの、12月29日、鳥里にお住まいでありました故笠川政義様から、町に役立ててほしいと100万円の御寄附をいただいたもの、ほか利子の減、30万3,000円の減額を合わせまして増額補正をしようとするものでございます。

次に、82、83ページにつきましては、年度末における整理でありますので、84、85ページをお開きいただきたいと思いま

す。

一番上段であります社会福祉総務費の一般事務費の増、積立金101万7,000円の増額補正であります。まず1点目、12月17日、網走市にお住まいの高橋康弘様から、故高橋貫一様が生前美幌町にお世話になったお礼として、社会福祉に役立ててほしいと100万円の御寄附をいただきました。それと、ふるさと寄附金としまして5件分、3万円、あと基金利子の減ということで1万3,000円の減額、これら合わせて101万7,000円の増額補正をしようとするものでございまして、福祉基金への積み立てでございます。これによりまして、福祉基金の年度末残高の見込みは、3億3,705万2,000円となる見込みでございます。

次の事業、臨時福祉給付金給付事業費の減、交付金、臨時福祉給付金3,012万円の減額補正でございますが、これにつきましては、予算見積もり件数が過大であったために減額をするもので、歳入歳出同額の補正となっております。当初6,172人を見込んでおりましたが、結果的には4,030人となったところでございます。

以下は、年度末の整理でございます。

次の86、87ページにつきましても、年度末における整理でございますので、88、89ページをお開きいただきたいと思えます。

89ページの一番下の段、衛生費の3、他会計負担事業費の増、負担金、病院事業会計負担金6,794万円の増額補正であります。まず1点目は、病院の不採算経費負担分といたしまして6,927万6,000円の増額、その他経費の年度末整理といたしまして133万6,000円の減額ということで、合わせて6,794万円を増額しようとするものでございます。

次に、90、91ページをお開きいただきたいと思えます。

91ページの一番上の行、投資及び出資金6,400万4,000円の増額補正ござい

ますが、これは病院の医療機器元金償還金に係るルール外分の一般会計の負担増というものでございます。

次、中ほどから少し下になりますが、保健福祉総合センター維持管理事業費の増、消耗品の5万6,000円の増額と教育備品24万4,000円の増額でございますが、これにつきましては、12月2日、松緑神道大和山美幌支部長永澤則次様から、チャリティーバザーの収益金の一部を保健福祉総合センタープレイルーム設備にと30万円の御寄附をいただきまして、絵本、絵本棚、文字ブロック、ままごとセット、ソフトブロックを購入しようとするものでございます。

次に、92、93ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から2段目になります。農業振興費、事業では二つ目、農業担い手確保育成事業費の増、補助金、青年就農給付金150万円の増額補正でございますが、これにつきましては、国の補正予算に伴いまして、青年就農給付金、本町は1件分でございますが、これについて、平成27年度給付予定分を平成27年3月に前倒して給付するもので、歳入歳出同額トンネル補助でございます。

このページの一番下の段、道営土地改良事業費の減の中の負担金、一番下の行、畑地帯総合土地改良事業美幌昭美地区分担金226万3,000円の増額につきましては、事業費の増に伴う増額でございます。

次に、94、95ページをお開きください。

95ページの一番上の行、土地改良調査計画事業稲都福梅地区負担金471万2,000円の減額補正でございますが、事業費が国庫補助事業に振りかえることとなったことによる減額でございます。

次の段、林業推進事業費の増、積立金281万円の増額補正でございますが、これにつきましては、まず12月29日、美和にお住まいの松本勝美様から農林水産大臣賞受賞を機に、林業振興に役立ててほしいと30万円

の御寄附をいただきましたこと、次に2月2日、森林整備協定により、コンベンション札幌ネットワーク様から249万3,000円の御寄附をいただいたこと、それと基金利子の増1万7,000円を含めまして増額補正をしようとするもので、これによりまして、未来への森づくり基金の年度末残高は、2,188万9,000円となる見込みでございます。

次に、96、97ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から2段目、土木費です。道路橋梁維持管理事業費の減、光熱水費241万2,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、電気料金の改定に伴う街路灯の電気料の増分でございます。

その次の事業、除雪対策事業費の増、臨時職員賃金104万3,000円の増額補正につきましては、休日除雪に伴う時間外勤務手当の増額でございます。

その次の光熱水費の72万3,000円の増額でございますが、これにつきましても電気料金改定に伴うロードヒーティングの電気料金の増額をお願いしようとするものでございます。

次に、98、99ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から2段目、公園維持管理事業費の増、1行飛びまして光熱水費30万円の増額補正でございますが、これにつきましても、電気料金改定に伴います公園等の電気料金の増額をお願いしようとするものでございます。

次の段、公共下水道繰出事業費、繰出金、公共下水道特別会計繰出金855万3,000円の増額補正でございますが、公共下水道使用料の見込み減による一般会計からの繰出金の増額でございます。

次の100ページから103ページにつきましては、年度末における整理でございますので、104、105ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から3段目中ほど、芸術文化振興事業費

の増、積立金155万7,000円の増額補正でございますが、まず1点は、12月24日、東京都にお住まいの本田忠盛様からふるさと寄附金といたしまして、芸術文化振興に役立ててほしいと150万円の寄附金があったこと、次、11月16日、北見市にお住まいの角田優様から、文化振興に役立ててほしいと3万円の寄附があったこと、そのほか、コカ・コーラボトリング様、あるいはサントリービバレッジサービス様からの御寄附での増額でございます。これらを芸術文化振興基金に積み立てをしようとするもので、これによりまして、基金の年度末残高は981万9,000円となる見込みでございます。

その次の段、町民会館維持管理事業費の増、機械器具10万円の増額補正でございますが、これにつきましては、12月11日、都橋にお住まいの関美恵子様から、日本善行賞を機に、びほーる備品充実に役立ててほしいと10万円をいただきましたので、びほーるのスピーカー2台を購入しようとするものであります。

次に、106、107ページをお開きいただきたいと思っております。

107ページの一番上の段、二つ目の事業、図書館費の活動促進事業費の増、消耗品費3万円の増額でございますが、これは12月24日、昭野にお住まいの岡田かおる様から、児童書充実のため、3万円の御寄附をいただきましたので、図書を購入しようとするものでございます。

上から4段目、学校給食センター費、施設維持管理事業費の増、修繕料20万5,000円に増額補正でございますが、これは給食センターの屋外にあります給水管のつなぎ手ボルトが経年劣化により破損いたしまして、漏水を起こしたことから修繕をいたそうとするものの増額でございます。

次の108、109ページにつきましては、年度末における整理でございます。

それでは、次に歳入を御説明いたしますので、66、67ページにお戻りいただきたい

と思っております。

歳入におきましても歳出と同様、年度末における整理が主であります。町税の町民税、法人の分でございますが、税割の増ということで、1,597万1,000円の増額補正しようとするものでございます。これにつきましては、製造業の業績回復による法人町民税の増が主でございます。

次の段、3行目、償却資産の増ということで、707万3,000円の増額補正であります。設備投資による償却資産の増が主でございます。

次、中ほどの負担金、民生費負担金の保育料負担金の減479万8,000円の減額補正でございますが、入園者及び減免による減額が主でございます。

次に、68、69ページをお開きいただきたいと思っております。

69ページの上から3段目の一番下、臨時福祉給付金給付事業費補助金の減3,012万円の減につきましては、先ほど歳出で御説明しましたとおり、見込み数の減によるものでございます。

1段飛びまして、がん検診推進事業補助金の減、370万7,000円の減額補正でございますが、補助基準の変更による減額でございます。

次に、70、71ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上段であります。その一番下の行、青年就農給付金事業補助金の増、150万円の増額補正でございますが、先ほど歳出の農業費で御説明いたしましたとおり、国の補正予算による平成27年度分の1年前倒しに係る給付金でございます。ほかは、年度末における整理でございます。

次に、72、73ページをお開きいただきたいと思っております。一番上になります。一般寄附金の増100万円につきましては、歳出の財政調整等基金費で御説明いたしました鳥里にお住まいでありました故笠川政義様からの御寄附分でございます。

次のふるさと寄附金の増、370万5,000円の増につきましては、11月4日から12月30日にかけてのふるさと寄附金68件分で370万5,000円であります。

次の社会福祉費寄附金の増でございますが、130万円、この内訳は、12月2日、松緑神道大和山様からの30万円と12月17日、網走市の高橋康弘様からの100万円の御寄附でございます。

次、林業費寄附金の増279万3,000円につきましては、12月29日にいただきました美和の松本勝美様から30万円と2月2日、コンベンション札幌ネットワーク様からの249万3,000円の御寄附でございます。

社会教育費寄附金の増19万3,000円につきましては、12月11日にいただきました関美恵子様からの10万円、11月16日、角田優様からいただきました3万円、12月24日、コカ・コーラボトリング様からいただきました4万2,000円、12月26日、サントリービバレッジサービス様からいただきました2万1,000円の分でございます。

図書館費の103万円につきましては、細川百合子様からの100万円と岡田かおる様からの3万円であります。

財政調整基金の繰入金5,707万7,000円の減額につきましては、今回の財源調整を行おうとするもので、これによりまして財政調整基金の年度末残高は11億8,765万3,000円となるものでございます。

次のふるさとづくり基金繰入金の減77万1,000円の減額でございますが、充当経費の確定による減でございますが、これに伴いまして、ふるさとづくり基金の年度末残高は、8,601万5,000円となる見込みでございます。

1段飛びまして雑入の2行目、物品等売払の増、142万7,000円の増額補正でございますが、これは鉄くず売り払いによる増額補正でございます。

町債につきましては、第3表 地方債補正で御説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 質疑は午後からといたしまして、暫時休憩をいたします。再開を1時20分といたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第5号の質疑をこれから行います。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 61ページ、地方債補正のところの美園団地の屋根補修事業、この何棟分なのかということをお知らせください。

それと、67ページの歳入の製造業の法人町民税の増ということなのですが、これについて、何件なのか教えてください。

○議長（古舘繁夫君） 建築主幹。

○建築主幹（中沢浩喜君） 美園公住の修繕の戸数ですけれども、5棟20戸でございます。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 法人町民税の増額の要因ということで、製造業の業績回復ということで御説明しましたけれども、これはあくまでも全体でありまして、もちろんふえているものもあれば、減っているものもあるというようなことで、件数については、お示しできるものではございません。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 85ページの臨時福祉給付金、給付事業費の減ということで、見込みが六千百何人ということで、実績が四千何ぼとお伺いしたのですけれども、この差、2,000人も、これは申請方法は個人

が自分で申請するのか、役場のほうでお手紙を出して申請するのかということと、どうしてこの2,000人もの方が申請をされなかったのかという分析ができていたらお教え願えますか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 当初国が示す数値、これで算出しておりまして、全国で支給対象者は2,400万人ということで、人口から納税義務者等を引きまして計算する方式がありまして、それは国が示したものですから、その数値によって、当初こちらのほうで予算化させていただいております。これは国から市町村に直接補助ということで、全て国から示されたもので計算させていただいた結果、このようなことが生じたということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 申請されなかった方は、美幌町として把握されているのかということと、そのフォローというか、どのように分析されているのか。

○議長（古舘繁夫君） 福祉主幹。

○福祉主幹（谷川明弘君） 申請率につきましては89.08%、決定率、該当にならなかった方もいらっしゃいますので、支給率については87.25%となっております。

催促につきましては、期限が迫っておりますので、未提出者について、2回ほど通知しております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 85ページの高齢者福祉費の中の緑の苑ユニット型個室利用者負担激変緩和事業費の補助ということなのですが、これは人数が減って、利用する人が減って、このように金額が余ってきているというこの理解でよろしいのでしょうか、それが一つ。

あと103ページ、104ページの教育費

のところの小学校費、それから中学校費の中の要保護準要保護児童就学援助費というのが両方とも減額されておりますけれども、これも利用する人の減なのか、全国的には、こういう家庭がふえてきている状況にあると言われていた中でも、美幌町としては、そういう対象になる児童数というのが減っているのかどうか、そこら辺のこと。それから知らないでいて申請をしなかったということがあるのかどうか、そこら辺のことをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 緑の苑のユニット型個室利用者の負担軽減でございますけれども、これはおっしゃるとおり29名見込んでおりましたけれども、実績が25名ということで減額させていただくものでございます。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 小学校、中学校の準要保護の関係でございますけれども、件数が減っているかどうかということだというふうに思いますが、全体的にはそんなに変わりはありません。結果的に各学用品でありますとか、項目は各種ございます。医療費まで含めてですね。全体で結果として決算が予算より執行残として残ったということ、金額的に減ったというのか、減額になったというのか、そういう状況にあるかと思っております。

あと申請については、全家庭に申請書といえますか、該当となる部分については周知しながらやっておりますので、申請が漏れているという状況にはないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 85ページの緑の苑ユニット型の補助金なのですが、これは減ということは、亡くなって新たに入ってくる人がいなくなったというこの理解で

よろしいのでしょうか、それだけお聞かせください。

それと、今回新たには認められないということだっかなというふうには思っていたのですけれども、もう一度そのところはつきりお伝え願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） これは緑の苑が新しくなったときにユニット型ということで、その激変緩和をするためですので、将来はなくなっていくというような形になります。ですから、将来的にはゼロになるというような数値でございます。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 103ページ、105ページの要保護・準要保護の関係なのですけれども、残念ながら美幌も、ひとり親家庭というのが少しずつふえてきているのかなということと、それからなかなか職業の関係では、非常に難しい家庭もあつたりして、そんなところでは、恥ずかしくて申請できないという話もちらっと聞いたことがあるので、そんなところでもできればチェックしていただいた上で、活用していただきたいなど。やっぱり教育を受ける上で、同じレベルで受けられたらいいなという思いがあつたものですから質疑させていただきました。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 先ほどの件で、28年までこの制度がございますので、おっしゃるとおり、亡くなった方の分が減るということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 77ページの特別旅費、これは帰任旅費、1年延長になって戻ってこないための減額というふうに聞いているのですが、通常1年派遣している間に、美幌町に帰町する機会というのは何回ぐらい旅費

か何かで計上されているのかわかれば、帰任とは別に、ちょっと関連しますのでお尋ねします。

それから85ページ、先ほど中嶋議員から質問した臨時給付金の申請率が89.何ぼということは、対象者が自主的に四千四、五百いるのだと思うのですけれども、その実対象者数というのが何ぼなのかということをお教えください。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 特別旅費の減額の件であります。今被災地のほうに1名派遣しております。1年間という期間でありますので、途中1回帰任するという旅費を計上しているところでございます。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 当方で押さえている数値につきましては、4,496人というふうになっております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 2点。1点目は105ページ、マナビティーセンター維持管理事業費のところ、夜間窓口受付業務委託料の35万3,000円減のことを、当初予算から見てもかなりの減額だと思っています。そういう意味において、窓口業務というのは、特別何かの機械を持ってきて云々という別な分野でなくて、人件費そのものだということらえ方を私はしているものですから、その点どういうふうな分析をされているのか。それから人件費にかかわるのが主だとするならば、そこら辺、法的に抵触することはないのかという趣旨で、マナビティーセンターの件が1件と、もう一つ、107ページの学校給食センターの修繕費の話です。ちょっと私の聞き取りが悪ければ、いま一度丁寧に説明していただきたいのですが、給水管の破裂だということではとらえていますが、これが外回りの給水管なのか、施設内の給水管、というのは、外の場合は自然の凍結とかいうことも

作用してあると思いますが、施設内となれば、給水管、よく自宅の話をすれば、水を落としておけば、例えばの話、防げた破裂事故なのかということもちょっと知りたいものですから、いま一度、この2点について御説明お願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） まず、1点目のマナビティーセンターの維持管理費の35万3,000円、夜間業務の関係でございますけれども、マナビティーセンターの夜間につきましては、それぞれサークルなり、団体の利用者の皆さんの自主的な部分の利用があったときに、管理業務の受付業務の委託をしております。一定の利用があるということで見込んでおりましたけれども、26年度については、夜間の利用が若干減ったというようなことで、その分の減額ということですよ。

それから、法的に問題がないのかということだと思いますけれども、この分については契約上の中で、業務がないときについては委託がないという形にしているものですから、それについては法的には問題がないというふうに理解をいたしております。

2点目の給食センターの修繕費の関係でございますけれども、施設内でなくて施設の外側ということでございます。給水管のつけ根の部分から、腐食があって水漏れがしたということでございますので、破裂と言うより、水漏れをしていたという状況の中で修繕をさせていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 質問自体はまとめてということだったもので、答弁が二ついただきました。わかりやすかったなと思っておりますが、あえて105ページの受付業務、申しわけございません。私が無知だったのかなということで、いま一度確認させていただきますが、マナビティーセンターの夜間の受付は、

あえて言えばですよ、あらかじめ夜間利用する方の団体なりがないとするならば、夜間の受付はしていないから、そういう意味では件数が減ったよと、そういう意味で減額になっていきますというふうにとらえてよろしいのでしょうか。私はそういうふうにとらえておきたいのですが、私は一定期間、夜間は夜間として配置されているものと受けとめていたものですから、そこら辺もう一度、この1点だけよろしくをお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 吉住議員の御質問のとおりでございます。当初見込んでいた夜間の利用の部分が、利用が減ったということで、委託料も同時に減額になったということでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 私のほうから、いま一度繰り返させていただきますが、マナビティーセンターの夜間の受付業務というのは、簡単に言えば、偶然来る人、来ない人というのがわかっているから、来ないと明らかにわかっている夜間受付は、初めから配置していないよと。だからそういう意味では、掌握した中での処理の結果、利用者団体、個人含めて減ったから、単純に減りましたと受けとめました。よろしいでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） そのとおりでございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第5号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第6号

○議長（古館繁夫君） 日程第15 議案第6号平成26年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案1111ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号平成26年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、医療費の見込みを算出したしまして、補助金等の変更交付決定等に伴う補正を行おうとするものでございます。

平成26年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,189万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,272万7,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

122ページ、123ページをお開きいただきたいと思います。

3、歳出について御説明いたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、受診件数の減少により6,667万7,000円を減額するものでございます。

その下、2目退職被保険者等療養給付費につきましても、受診件数の減少でござい

ます。2,500万5,000円を減額するものでございます。

その下、3目一般被保険者療養費につきましても、同様の受診件数の減少ということで279万5,000円を減額するものでございます。

4目退職被保険者等療養費につきましても同様でございます。

2項高額療養費、一般被保険者高額療養費につきましては、財源調整ということでございます。

7款共同事業拠出金、高額医療費拠出金につきましては、国保連合会により共同事業拠出金が確定したため、932万4,000円の減額でございます。

次のページ、124ページでございます。2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、国保連合会より共同事業拠出金が確定したための1,412万7,000円の減額でございます。

8款保健事業費、1目保健衛生普及費につきましては、個別予防接種の負担金でございまして、国保加入者の予防接種費用を負担するもので、4種混合ワクチン、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの見込み数減少による10万1,000円を減額するものでございます。

9款基金積立金、1目国民健康保険基金積立金につきましては、当初予算では預金利子を0.1%見込んでおりましたが、決算見込み額では、0.035から0.195の利率実績であったため、13万3,000円を減額するものでございます。

10款諸支出金、3目償還金につきましては、平成22年度から平成24年度の特別調整交付金算定に当たりまして、北海道が示す数値で算出したところ、過大交付となり返還することとなったため、49万8,000円を増額補正するものでございます。

その下、3項繰出金、1目直営診療施設繰出金につきましては、かねてから申請しておりました国保病院の保健事業、直営診療施設

運営事業に係る特別調整交付金が確定したため、611万円を増額補正するものでございます。

歳出は、以上でございます。

次に、歳入について御説明いたします。118ページ、119ページお聞きいただきたいと思っております。

2、歳入について御説明をいたします。

1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、現年度分の所得増に伴いまして1,543万6,000円を増額いたしまして、その下の後期高齢者支援金についても280万5,000円を増額するものでございます。

その下、退職被保険者等国民健康保険税につきましては、現年度分が541万6,000円減額見込みのため減額補正でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高額医療費共同事業負担金につきましては、歳出の国保連合会高額療養費共同事業拠出金の額の確定により、補助率は4分の1の精算の結果、233万1,000円を減額するものでございます。

その下、国庫補助金、財政調整交付金につきましては、直営施設、これ国保病院の保健事業分でございます。611万円を増額補正するものでございます。

3款療養給付費等交付金につきましては、保険税の退職医療給付費現年課税分を減額することにより541万6,000円の増額、それから退職被保険者の医療費の減により2,535万円を、これを合わせまして1,993万4,000円を減額するものでございます。

5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫補助と同様の補助率4分の1でございます。233万1,000円を減額するものでございます。

6款共同事業交付金につきましては、これは1件80万円以上の高額レセプト、これが

減少したことによりまして、4,025万7,000円を減額するものでございます。

その下、2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、1件30万円から80万円の高額療養費ですけれども、これが増加したことによりまして、638万5,000円を増額するものでございます。

7款財産収入、1目利子及び配当金につきましては、利率の減少による13万3,000円の減額でございます。

8款繰入金、1目国民健康保険基金繰入金につきましては、国民健康保険税当初予算見積もりより増加したこと、それから療養給付費の減少により繰り入れしなくて済みましたので、7,223万3,000円を減額するものでございます。

その結果、3月の補正後の基金残高につきましては、3億1,089万円でございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 説明を受けたのですけれども、127ページの直営診療施設繰入金というところを、もう少し詳しく聞かせていただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） これにつきましては、国保病院の保健事業分と直営診療運営分ということで、内容は、いいですか。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 今御質問の内容については、国保病院で総合相談窓口、それとお医者さんが講演会に出向いて講演をしたりしております。その経費、あるいはインターネットによる医師確保対策経費ということで委託料の部分、それだとか夜間・休日における代替医師賃金、これらが国保調整交付金の対象になって交付されているものであります。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 歳入歳出の大きな流れで行きますと、医療費が9,400万円ほど、当初20億円ほどかかるよというのが、約1億円費用が減少し、歳入が6億3,000万円が予定よりも1,200万円ほど多くなるということで、町の国保会計で言えば、大変ありがたい話になっているというのが中身かと思えます。その結果、国民健康保険基金は、当初1億円ぐらいの見積もりだったかなというように思っているのですが、結果的には3億円を超える基金を保有するということになっています。多分3億円を超える基金保有という点で言えば、ことしで連続4年目になるのかなというふうに思っているのですが、結果を見た場合に、保険税が相当程度高かったということの意味するのではないかと思うのですが、現時点でそういう判断でよろしいでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 前にも御答弁いたしましたけれども、例えば診療分で国から安定化交付金だとか、そういうものを請求しておりますして、その分を積み上げますと結構な額になります。ですから、保険料を結果的に、保険税をその数値によって国から余計にもらっている分がありますので、適正化と言われますが、その分を保険税等穴埋めすべきかという御意見だと思いますけれども、高いか高くないかという部分につきましては、国から余計にもらった分を積み立てているというふうに私どもは考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） うれしい補正予算を提出していただいたというのは、同じ気持ちだと思っています。積み立てた国保基金から繰り入れをしなくても済んでいると。結果的には、当初計上、予測していた基金残高は、3億円台に、ことしも上るといって形になって

おりまして、この会計をどういうふうに判断するかというのは、うれしい補正を計上していただいた上での政策判断が4年連続というそういう状況の中で、しっかり受けとめるべきかなというように、とりあえず思っているというのは、中身としては大きく違うものではないのかなと思っておりますが、そのような受けとめ方をとりあえずさせていただければと思っています。違いがあれば、訂正していただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほど、民生部長なかなか答えにくい質問だと思いますので、私のほうから答弁させていただきますけれども、今回も結果的に歳出のほうで9,000万円、そして歳入で1,200万円ということで、1億円ちょっとということで、トータルで今までの基金の残高を含めて3億円に上るといってあります。それで、この保険税が高かったのかどうかということについては、これはちょっとなかなか直接的には結びつかないのかなと思えます。健康づくりが随分進んだのかなというように思いも実はしております。その結果、かかり控えということでは多分ないと思えますので、そう信じたい部分もありますけれども、健康づくりが進んだ、その結果がこういう形に出てきたのかなというように、それがここ数年続いているということは、やはりそういった効果が出ているのかなというようにことで、保険税が高いかどうかということについては、ちょっとどこと比較して高いかというようにことも含めて、重税感があるのかどうかということもあると思いますが、いずれにしろ3年、4年続いてきたというようにことでありますので、この使い道だとか、あるいはどういう形で還元できるかについては、今後の課題として受けとめていきたい、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 一般質問ではないので、展開は差し控えたいと思えますが、従来

から基金残高は直ちに、もらい過ぎだから加入者に戻すべきだという一つの原則がありますが、私自身は、地域医療費が右肩上がり、1人当たりで上がっている限りは非常に不安定な状況なので、保健事業、健康づくりのために、それは大いに活用すべきではないかということで、美幌町としては取り組まれてきているので、その成果が上がっているということは、ベースとして評価していただくことが必要なのかなとは思っているのです。それが安定してくると、なお地域の医療費総額が下がり、必要な歳入の税を引き下げることが初めて可能になってきている可能性があるのです。そういう点では情報を積極的に開示していただいて、効果が上がっているというのが全町民が理解できれば、ますますそれに拍車がかかっていくのだらうというふうに思って質問をしているところです。それで、ぜひこの4年ほどの間に、やっぱり基金をしっかり持つことができているという原因と結果については、評価については新年度予算の議論の中でも情報として提示していただければありがたいというふうに思って、3回目の質問をいたしました。この点では、どうでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今御質問のように、やはり健康づくりというように、この基金をどう使うかについては、健康づくりに使っていくというようにことも一つだと思いますし、それで国民健康保険は医療分と介護分も入っていますので、その辺の全体的な見直しはやっぱり必要なのかなと。その結果が保険税が、例えば安くなるとか高くなるとかということは、今にわかに申し上げることはできませんけれども、いずれにしろ見直しは、その時々しっかりとやっていく必要があると思っていますので、ただこの基金も、やはり病だとか、何か急なことの必要性が出てくると、やはり一定の基金を持っていかなければ対応ができないというようなこともありますので、そういうことも含めて、全体の中で考え

ていかなければいけない問題だと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 119ページの下から2行目、共同事業交付金ということで、高額医療費共同事業交付金の減ということで、これ1件80万円以上のレセプトが減となったことをおっしゃっていたのですけれども、この疾患というか病名、どういう病名の方たちが、このように減少されたかということまで検証されているかどうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 大変申しわけありませんが、その分析については、まだ行っておりません。

○3番（中嶋すみ江君） 今後検証をよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） はい、わかりました。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第6号平成26年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第7号

○議長（古舘繁夫君） 日程第16 議案第7号平成26年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の129ページでございます。

議案第7号平成26年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、居宅介護サービス給付費、それから施設介護給付費など、年度末における事務事業の確定見込みに伴う補正でございます。

平成26年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,007万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,005万7,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

140ページ、141ページ、お開きいただきたいと思っております。

3、歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、財源調整でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護が減少したことによりまして、1,726万9,000円を減額するものでございます。

居宅介護サービス給付費の内訳としまして、ホームヘルパーにつきましては、美幌では7事業所で行っておりますが、訪問介護利用者の増額を見込んでおりましたけれども、利用者が前年度と変わらなかったというようなことで減額するものでございます。

その下、2目施設介護サービス給付費1,005万1,000円の増につきましては、介護老人保健施設利用者の増でございます。

介護度の高い方の利用による増ということで増額するものでございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目居宅介護予防サービス給付費につきましては、通所リハビリ等の増加により125万7,000円を増額するものでございます。

次のページ、142ページ、143ページお開きいただきたいと思っております。

3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費につきましては、利用者が利用したサービスの1割を定額負担しております。1割負担の合計額が一定額を超えた場合に、利用者に払い戻す制度でございます。居宅介護、施設介護サービスの給付実績210人ということで見込んでおりましたが、222人増加を見込んでいるということで、83万4,000円の増額でございます。

4項高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が一定額を超えた場合に支給する制度でございます。対象者の増加により、55万5,000円を増額するものでございます。

5項特定入所者介護サービス等費につきましては、利用に関する食費、滞在費は保険給付の対象外ですが、低所得者に対して施設の設定金額と、それから所得段階ごとに設けられました負担限度額との差額を給付するものでございます。1件当たりの支給金額が減少したということで、428万3,000円を減額するものでございます。

6項その他諸費、1目審査支払手数料につきましては、審査件数増加により2万7,000円増額するものでございます。

3款地域支援事業費、次のページ、144ページ、145ページでございますけれども、1項介護予防事業費につきましては、高齢者学級等における学習講師報酬の執行残ということで25万4,000円を減額するものでございます。

2項包括的支援事業費・任意事業費でございますが、紙おむつの支給事業で、当初35

人見込んでおりましたけれども、9人減少いたしまして、53万1,000円を減額するものでございます。

また、配食サービス事業につきましては、当初63人見込んでおりましたけれども、16人の方がそれぞれ入院等で中止するとか、そういうことがございましたので、52万5,000円を減額するものでございます。

4款基金積立金につきましては、利率の増加により6万7,000円を増額するものでございます。

歳出は、以上でございます。

歳入につきましては、136ページお聞きいただきたいと思っております。

歳出の居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、それから居宅介護予防サービス給付費、高額医療合算介護サービス等費、審査支払い手数料及び介護予防事業費に対する国の補助金、支払い基金、道の負担分の補正ということでございます。

138ページでございます。基金繰入金、介護保険基金繰入金173万5,000円の減額につきましては、今回の補正に伴いまして介護保険基金繰入金を減額するものでございます。

なお、平成26年度末の基金残高見込み額は、5,445万円の見込みでございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 141ページの居宅介護サービス給付費の減ということなのですが、国でも今の在宅とか居宅サービスというところに重点的に力を入れているような感じがしていたのですが、今回このサービスでかなりの減額というところでは、どういう原因があったのかと、サービスを受けづらいというようなことはないのかどうか、そこら辺のことで、もし具体的にわかれば、お聞かせいただきたいなというふうに

思います。

○議長（古舘繁夫君） 福祉主幹。

○福祉主幹（谷川明弘君） 居宅介護サービスの減ということでございますけれども、これは当初予算、25年度から伸びるだろうということで予算を組んでおりましたけれども、25年ベースに戻ったといえますか、予算計上したより伸びがなかったということで減額をしたものでございます。

あと、サービスを受けづらいのではないかとありますが、そのようなことはございません。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 例えば、今まで利用していた人たちの話だとか、こういう制度の利用しづらいというところで話は聞いたことはありませんか。できれば、介護を受ける方にとっては、自分の家で介護を受けたいというのが最も理想的な形だろうなと思っているのですよね。それで、当初の見込みからすると、希望者がなかったということでは、そういう人が少なかったという理解にもなるのかもしれないのですが、結構老々介護で大変だという話はあちこちで聞かれていますけれども、そういう情報というのは、なかなかそちらのほうにまで届いていないのかなというふうにも勝手に解釈しているところなのですけれども、そこら辺のところではいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 今、主幹言いましたとおり、実際には私どももふえるだろうということで、増額で見込んでいたのですけれども、施設に入る方もおられますので、ですからその辺のバランスが、年度によって必ずしもふえない場合もあると思うのです。それで、当初25年度は139人から166人というふえ方をしておりましたので、同じように、30人弱ですけれども、見ていたのですが、結果としてはそのようなことにならなかったという状況でございます。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 同じく141ページの、先ほど居宅介護サービスの給付の訪問介護以外三つぐらい下がったと言っていたのですけれども、その種別で幾ら下がっているのか、金額的に教えていただけますか、内訳を。先ほど民生部長、何か3種類ぐらい種類言っていたと思うのですが、よく聞き取れなかったもので、金額もわかれば教えてください。新年度とちょっと絡まってくる部分ありますので。

○議長（古舘繁夫君） 時間かかるなら後にするかい。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それでは、後ほど資料で配付いただければと思います。議長、お願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 後で資料ね。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第7号平成26年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第8号

○議長（古舘繁夫君） 日程第17 議案第8号平成26年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 議案の147ページをお開き願います。

議案第8号平成26年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを御説明申し上げます。

平成26年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定等による執行残等の整理を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,105万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億169万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」で御説明いたしますので、150ページをお開き願います。

第2表、地方債補正であります。

公共下水道事業の限度額6,650万円を終末処理場電気設備更新実施設計委託料並びに終末処理場電気設備等更新工事の入札執行残による事業費確定により360万円を減額して、限度額を6,290万円とするものであります。

次に、156ページ、157ページをお開き願います。

歳出です。

1目一般管理費、一般事務費の減であります。13節委託料の使用料収納事務委託料の7万8,000円の増であります。こちらは算定対象経費であります水道事業の職員の時間外勤務手当の確定によるものであります。

その下、公課費以降の歳出につきましては、いずれも事務事業の確定等による執行残等の整理を行おうとするものであります。

次に、154ページ、155ページをお開き願います。

歳入であります。

使用料及び国庫補助金、町債は事務事業の確定により減額、一般会計繰入金の増額は事務事業整理に伴う財源調整であります。

また、155ページが一番上であります。下水道使用料の減であります。こちらは、主に家庭用の使用料の減によるものであります。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第8号平成26年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第9号

○議長（古舘繁夫君） 日程第18 議案第9号平成26年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 議案の161ページをお開き願います。

議案第9号平成26年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）についてを御説明申し上げます。

平成26年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務

事業の確定等による執行残等の整理を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ854万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,762万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」で御説明いたしますので、164ページをお開き願います。

第2表、地方債補正であります。

個別排水処理施設整備事業の限度額2,840万円を設置件数の減、これは10件見ておりましたものが8件に、設置する浄化槽の人槽の変更により760万円を減額して限度額を2,080万円とするものであります。

次に、170ページ、171ページをお開き願います。

歳出であります。

1目一般管理費、一般事務費の減、貸付金17万円の減額であります。水洗便所改造等資金貸付金を当初2件見込んでおりましたが、実績が1件しかなかったため、1件分の減額であります。

3目建設費、建設事業費の減であります。当初見込んでおりました浄化槽設置が8件となったこと、さらには設置した浄化槽の人槽が変更になったことに伴いまして、工事請負費を837万円減額するものであります。

次に、168ページ、169ページをお戻り願います。

歳入であります。

受益者分担金、個別排水処理施設使用料は、新規設置件数の減などによるものであります。

上から2行目の個別排水処理施設放流管移設分担金1万3,000円は、使用者の事情により、放流管の布設箇所を変更することと

なったため、その費用の一部を使用者に負担をいただくものであります。

一般会計繰入金は、今回の補正に伴います財源調整であり、水洗便所改造等資金貸付金償還金は、歳出で申しあげました貸し付け対象者の減によるものであります。

町債につきましても、第2表で申しあげた設置工事費の確定によるものであります。

以上、御説明申しあげましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第9号平成26年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。再開を2時半とします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第19 議案第10号

○議長（古舘繁夫君） 日程第19 議案第10号平成26年度美幌町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 議案の173ページをお開き願います。

議案第10号平成26年度美幌町水道事業

会計補正予算（第3号）についてを御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定等により、執行残等の整理を行うとするものであります。

総則。

第1条、平成26年度美幌町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。

第2条、平成26年度美幌町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

給水戸数は使用件数の増、年間総給水量、1日平均給水量は使用量の減、主要な建設事業は執行残及び事業確定による減額で、記載のとおりであります。

収益的収入及び支出の補正。

第3条、次のページにあります資本的収入及び支出の補正、第4条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

175ページをお開き願います。

企業債の補正。

第5条、起債の目的であります。水道管路整備事業であります。補償工事対象路線であります道道北見端野美幌線の工事延長が減少したこと等により410万円を減額して、補正後の限度額を5,740万円とするものであります。

その下、水道施設整備事業であります。入札の執行残により150万円を減額し、限度額を1,430万円とするものであります。

その下、量水器収納筐設置事業であります。入札の執行残等により270万円を減額し、限度額を5,690万円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正、第6条及びたな卸資産購入限度額の補正、第7条につきましては、記載のとおりであります。

176、177ページをお開き願います。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第10号平成26年度美幌町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第11号

○議長（古館繁夫君） 日程第20 議案第11号平成26年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） それでは、議案191ページをお開き願います。

議案第11号平成26年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支では、年度末における執行見込みによる予算の整理と不採算繰入金の補正及び行政報告いたしました4名の医師採用のうち、2名の採用予定の医師は紹介会社経由によるもので、紹介手数料の補正を行うとともに、資本的収支では内部留保資金を確保するため、出資金の増額補正を行うものであります。

第1条、平成26年度美幌町の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条の業務予定量の患者数、第3条の収益的収支の補正額につきましては、それぞれ執行見込みを踏まえた補正を行うものであります。

内容については、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、193ページをお開き願います。

第4条、資本的収支の補正につきましては、資本的収支の不足額を208万2,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金で補う補正を行うものであります。

内容については、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第5条の債務負担行為の補正につきましては、車両借上料の確定による限度額の補正を、第6条の議会の議決を経なければ流用のできない経費である職員給与費及び第7条の他会計からの補助金の補正につきましても、記載のとおり執行見込みを踏まえた補正を行うものであります。

詳細については、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、195ページをお開き願います。

医業収益の補正についてであります。入院外来収益の減額補正は、当初予算で外科医師3名の常勤医師の増加による入院、外来収益の増加を見込んでおりましたが、常勤医師の採用が困難であったことから、決算見込みを踏まえた減額補正を行うものであります。

その他の医業収益につきましては、決算見込みによる補正をそれぞれ行うものであります。

次に、197ページをお開き願います。

医業外収益の補正であります。

一般会計補助金は、執行見込みによる補正を、国保会計補助金につきましては、病院が実施した健康管理事業、インターネットによる医師確保対策経費、休日・夜間における代替医師賃金などが国保特別調整交付金の採択となったことから、それぞれ増額補正を、一般会計負担金のうち、収益的収支の不足財源の補填として、不採算地区病院の運営に要す

る経費6,927万6,000円を不採算繰入金として増額補正を行うものであります。そのほかは、執行見込みによる補正であります。

次に、199ページをお開き願います。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第11号平成26年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第43号

○議長（古館繁夫君） 日程第21 議案第43号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） それでは、追加議案の3ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第43号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第11号）について説明を申し上げます。

平成26年度美幌町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、除雪対策事業費の増額補正でありまして、例年にない暴風雪が続き、これまでに4回の補正をさせていただいたところでありますが、いまだに毎週

のように降雪、暴風雪が発生をいたし、本日から今月の下旬までの除雪予算に不足が生じることから、さらに補正をお願いしたいというものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,800万円を追加し、歳入歳出それぞれ99億8,735万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

12、13ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出でございますが、土木費、除雪対策事業費の増ということで、自動車等借上料2,800万円であります。本日以降月末までの間の除雪等に要する借上料として補正をお願いをしたいというものでございます。

内容につきましては、一斉除雪分として3回分、雪捨て場ブルの借上げの増、雪庇、わだち等排雪に伴いますダンプの借上料の増、暖気による路面整正によるダンプの借上料。

以上でございます。

それでは、歳入を御説明いたしますので、11ページをお開きいただきたいと思えます。

繰入金、財政調整基金繰入金の増ということで2,800万円。今回の補正財源を財政調整基金に求めるものでございまして、これによりまして、財政調整基金の26年度末残高は11億5,965万3,000円となるものでございます。

以上、御説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今回の予算、本当に大雪で、皆さんも財政的にも大変だなと思っているところであります。来週の月曜日、私の一般質問もあるのですが、ここで1

回聞いておかなければという思いがありまして、要するに建設部の予算ということのくりで、今回もさきの専決処分の内容も、途中からのことは別として、みんなくって除雪費を見ているわけですけども、私はここでちょっとだけ仕組みとしてお尋ねしたいのです。大きい意味で除雪費、除排雪費ということですけども、例えば公共施設にも駐車場がある。私は雪は一円に等しく降っているものだと思っているのです。そうすると、この除雪費というのは、施設管理においてでも、当然駐車場なんかあるとすれば、その押っつける費用、もしかしたら排雪するかもしれない費用というのは入っていないのかという懸念を持っています。そういうことも含めて、これはあくまでも主に町道、道路に関する部分の予算なのか、あえて言えば公共施設の分の、款項目節からいったら入っていないと思うのです。あるべきだと、私は当然あってしかるべきだと思っているのですが、そこら辺の今回の補正も含めて、ちょっと過去の話も含めて、行政全体としてどう考えているのだということを確認しておきたい程度の話ですが、総務部長よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 除雪費の予算がありますが、この土木費の予算は道路橋梁維持費ということで、道路、橋梁等に係る除雪費であります。

予算の組み方につきましては、自治法上性質別予算ということになりますので、一般的な公共施設の上物とかありますが、そういった道路以外の公共施設については、それぞれの性質の科目で組まなければいけないということになっておりますので、それぞれの施設に係る費用で予算を計上しているところでございます。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） それでは、改めて今回のことに限ってお尋ねを再度。今の説明

を受けとめた上でお聞きしますが、それでは各施設を担当する部局から、施設管理という、除雪、排雪という意味合いの予算は上がってきていないと、こういうふうに受けとめたのですが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 各公共施設の除雪費の予算につきましては、当初予算で計上しております。それ以降、増額の要望というのはございません。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今回の補正で、除雪対策事業費は当初から比べて、この2,800万円の補正をしたことによって、トータルで幾らになるのかということと、美幌に限らず、北海道のこととは異常な暴風雪で、かなり除排雪の経費がかかっていると思いますので、いわゆる特別交付税による補填以外に、首長として特別な措置を国、道に求めているのか、その辺の状況をわかればお知らせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） まず、除雪対策事業費の予算総額の件でございます。

予算総額は、今回の補正を提案させていただいております2,800万円を加えて、2億1,020万円になります。

また、特定財源の関係であります。除雪の関係で社会資本整備交付金、こちらが除雪対策に要する費用ということで252万6,000円、こちらは交付金として歳入を予定しております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） このたびの暴風雪等に対する除排雪経費、各町村それぞれ多額に上っているということで、日にちちょっと定かではありませんけれども、2月にオホーツク圏活性化期成会で中央陳情をしております。

急遽な話で、私ちょっと行けませんでしたが、連名として美幌町長土谷耕治、それから美幌町議会議長古館繁夫の名前も含めて、オールオホーツクの立場で、特別交付税で特殊事情を的確に反映させてくれというような要望も行っているところでございます。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑はありますか。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 予算面で2億1,000万円ということで、多分過去最高ではないかと思うのですが、その確認をひとつさせてください。

もう一つ、各地の積雪量が、旭川方面はどうやら少ないのだということで、主役は道東に移ってきているということで、非常に残念なのですけれども、美幌町のデータが一体どれぐらいなのか。過去最高値だろうとは思っているのですが、不勉強でちょっとよくわかりかねております。情報がありましたら、この際、今回、昨年暮れからことしにかけてのシーズンの積雪量になるのか、何という表現になるかわかりませんが、お知らせいただければと思います。

○議長（古館繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） まず、除雪費の決算額の関係でございますが、今回、今提案させていただいている分で、除雪対策事業費が2億1,020万円であります。また、過去最大の豪雪と言われておりました平成16年の1月の豪雪がありました平成15年度であります。こちらは決算額で2億2,169万1,000円と、今回の平成26年度より1,000万円弱多い状況であります。

また、積雪の状況であります。アメダスの昭野観測所のデータでございますが、2月末の状況では、積雪深が2メートル93センチ、最大積雪深は78センチとなっております。

一方、これに匹敵する量としましては、平成24年度が1月で降雪量として4メートル

83センチ、そして最大積雪深は83センチと、ことしよりも多い状況であります。ただ、ことしにつきましては、御承知のように1回に降る量が多いのかというふうに感じております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第43号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第11号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を55分からといたします。

午後 2時50分 休憩

午後 2時54分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第22 議案第12号から

日程第52 議案第42号まで

○議長（古館繁夫君） 日程第22 議案第12号美幌町自治基本条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第52 議案第42号平成27年度美幌町病院事業会計予算についてまでの31件は、いずれも新年度関係の議案でありますので、この際、一括議題といたします。

◎予算編成方針

○議長（古館繁夫君） これから、平成27年度予算編成方針について、町長の発言を許

します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日ここに、平成27年度一般会計ほか特別会計及び事業会計予算並びにこれらに関連する議案の御審議をいただき平成27年第1回美幌町議会定例会に当たり、予算編成方針と重点施策を中心に所信を申し上げ、町民の皆様並びに議員の皆様のご理解と御協力をお願いする次第であります。

御承知のとおり、本年は、住民の皆様のご審判を受ける統一地方選挙が行われる年であり、本町におきましても、町長並びに議会議員の改選が行われることとなっております。したがって、平成27年度は骨格予算とし、特に政策的な予算については、改選後に企画・立案し、新しく構成されます議会へ提案し、審議決定を願うこととした次第であります。

しかし、骨格予算と言いましても、既にその執行が確定しているもの、また、国、道に関連する事業、制度改正に伴う事業、さらには町民会館改築事業やパークゴルフ場整備事業などの継続事業に加え、雇用対策費や子育て支援事業など、急を有する事業などについては予算化し、町政の推進に支障を来さぬよう配慮しながら予算編成に当たったところであります。

国は、人口減少対策と地方の再生を図るため、地方創生関連法を整備し、景気回復を加速するための経済対策を打ち出すなど、経済の好循環と民需主導による経済成長を強く後押しする姿勢を示しております。

しかしながら、本町においては、景気低迷による町税収入の伸び悩みと、縮減傾向にある地方交付税など、自主財源の安定確保が課題となっており、依然として厳しい財政状況が続いている現状にあります。

町政運営の基本的な考え方。

国においては、地方創生・人口減少の克服を目的とし、昨年12月、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・し

ごと創生総合戦略」を策定し、地方自治体においても、地方版総合戦略などの策定が求められております。

これを受け、北海道においても、本年1月、総合戦略の基本となる北海道における人口減少問題に対する取組指針「素案」を策定したところであり、本町にあっては、1月30日に「美幌町まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、平成27年度中には人口ビジョン・総合戦略を策定できるよう、全庁を挙げて取り組んでまいります。

本年2月、国の2014年度補正予算が可決・成立し、補正予算には、消費喚起や地域活性化を目的に創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金が盛り込まれ、本町には総額9,478万2,000円の限度額が示されました。平成26年度予算ではありますが、その全額を翌年度に繰り越して実施することから、新年度事業を一部先行して予算計上するものもあり、新年度当初予算と並行して取り組んでいくこととなります。

財政運営上、財源確保面で、かねてからの二大重要課題でありました過疎地域指定及び不採算地区病院に係る特別交付税措置につきまして、過疎地域指定は平成26年度からの指定に伴い、事業の優先度や緊急性を判断の上、事業の集中と選択化を図り、行政サービスの提供に最大限生かしているところであります。

一方、不採算地区病院に係る特別交付税措置につきましては、継続して提案・要望を実施してまいりました。

総務省においては、現行の対象要件については見直しの余地があるとの判断に立ち、平成26年度中に検討を行うこととしていたところ、2月17日に検討結果が公表され、第2種の適用要件が人口集中地区以外の区域にある病院から、病院を中心に半径5キロ以内の人口が3万人未満であることに見直され、本町の国保病院が6年ぶりに対象となることとなりました。交付額につきましても、従来1床当たり68万円から84万2,000

円に増額、総額で1,603万8,000円増額することとなり、長年にわたり要望活動してきた結果が実り、安堵しているところがあります。

また、社会保障と税にかかわる番号制度については、関係システムの整備費用を予算措置しているところであります。

厳しい状況は、この先も続くと思われませんが、直面しているさまざまな課題の解決に向け、地域経済の活性化対策のほか、地域医療の充実、防災・減災対策、子育て支援の充実、高齢者の見守りや健康づくりの充実、教育環境の改善、公共施設の長寿命化などに特に力を入れ予算編成に当たったところであります。

その結果、一般会計では97億2,332万円、特別会計では、国民健康保険特別会計32億2,780万7,000円、後期高齢者医療特別会計2億9,281万4,000円、介護保険特別会計16億7,082万9,000円、公共下水道特別会計11億1,969万円、個別排水処理特別会計9,075万4,000円、事業会計では水道事業会計8億2,313万3,000円、病院事業会計23億7,999万9,000円、全会計で193億2,834万6,000円となり、前年度予算に比べ8億361万4,000円、4.3%の増となったところであります。

施策の基本的な考え方についてであります。

平成27年度は、第5期美幌町総合計画の最終年、第2次財政運営計画～「未来への責任を果たすために、強い財政基盤の確立を目指して」～の3年目となります。

第5期総合計画の仕上げの年として、計画の実行に向けて全力で取り組んでまいります。

また、第2次財政運営計画では、町民主体による自治の確立を目指し、住民サービスの安定的かつ継続的な提供の維持・向上に努めながら、人口減少が進む中、将来世代へ過度な負担を残さない、未来に責任を持った持続

可能な財政運営に努めてまいります。

次に、第5期美幌町総合計画の6つの基本目標に沿って、平成27年度の重点施策を中心に御説明を申し上げます。

(1) 元気で働き、豊かなまちづくりについて。

保健・医療につきましては、平成25年度から医療従事者確保対策のため実施してきております医療従事者就業支援補助金については3年目を迎え、全国的に人材確保が難しい現況において、補助対象の増加を見込み、予算枠を増額いたしました。

また、本年度北海道大学の支援・協力により、将来美幌から胃がん患者をなくすことを目指し、中学生を対象に実施したピロリ菌検査及び除菌について、新年度は、本年度の未実施者を町単費で行うとともに、除菌を行った中学生に対し、1年後の除菌確認検査をあわせて行うものであります。

なお、平成28年度からは、中学2年生を対象に検査・除菌をしてまいる考えでございます。

さらに、新年度からの新たな取り組みとしまして、子育て世帯禁煙サポート事業を実施することといたしました。これは禁煙を促す中でも、特にたばこの影響を受けやすい子供を持つ世帯を対象に、禁煙外来治療費の自己負担費用の2分の1、1万円を上限に補助するものであります。子供や慢性的にたばこの煙にさらされている人では、時に重大な被害をもたらすことが指摘されています。受動喫煙は、成人の慢性呼吸器疾患に罹患するリスク、子供の急性呼吸器疾患に罹患するリスク、肺がんのリスク、さらに母親の喫煙により乳幼児突然死症候群のリスクが伴います。母親や父親など、生活を共にする者のたばこの煙は、乳幼児に深刻な害をもたらすことから、子供をたばこの害から守る施策を積極的に進めてまいります。

次に、町立国保病院改革では、まず、医師招聘活動を積極的に進めてきた結果、常勤医師の体制は、新年度9名となる見込みであり

ます。本年1月から新たに泌尿器科を設置し、診療体制の充実を図ったところであり、今後も整形外科医師の招聘や、旭川医大に対し眼科医師の常勤化などの協議を進めてまいります。

また、常勤医師の増加により、週末の救急外来の全科当直の対応を全て非常勤医師による対応から、一月2週のみとし、常勤医師による全科当直体制に変更することで、診療体制の信頼性の向上と非常勤医師の経費削減を図ってまいります。

地域医療連携室におきましては、専任の職員の配置により体制を強化し、保健・医療・介護の連携強化と在宅福祉の充実を図ってまいります。

さらに、平成21年度策定の医療機器更新計画に基づき、計画的な医療機器等の更新を図り、安定的な医療の提供と医療水準の確保を図ってまいります。

農林畜産業につきましては、TPP協定に関し、交渉の終局が明確になりつつあり、特に農産品の扱いが焦点となってきたことから、適切な対応をとるよう、町村会や広域的に組織されたTPP問題を考えるオホーツク管内関係団体連絡会議などを通じ訴えてまいります。

農業基盤整備は、昨年度に引き続き大幅に事業費が上積みされ、畑総事業を中心に計画に沿った整備を進めてまいります。

酪農振興では、優良乳用牛後継確保のため、性判別凍結精液補助の対象を拡大するとともに、補助単価の増額をいたしたところがあります。肉用牛振興においても、優良黒毛和種肉用牛群確保のため、繁殖素牛購入に対する補助単価の増額をいたしたところがあります。

林業振興では、新規事業として、1歳の誕生祝いに認証材で制作した木のおもちゃなどを贈呈する「誕生祝い！はじめての木づかい事業」をスタートさせるとともに、北海道地域づくり総合交付金を活用し林業館を改修、木の遊具や木のおもちゃを設置、木と遊び、

木と触れ合う木育ひろばを開設し、貴重な資源である森林を町民一丸となって守り・育てる意識の醸成を図るため、積極的に木育を推進してまいります。

次に、労働施策では、季節労働者の生活安定を図るため、離職時期の雇用対策事業を継続実施してまいります。

商工業振興では、中小企業の安定的な事業運営を図るため、中小企業融資貸付金の資金枠拡大を図ります。

観光振興については、本町最大の観光スポットである美幌峠を活用した宣伝活動やイベントを強化するとともに、第2次美幌町観光振興計画の策定を行い、観光振興に向けた施策などについて、具体的な計画を進めてまいります。

また、女満別空港国際チャーター便誘致及び女満別空港の利用促進について、広域的に取り組んでまいります。

(2) たがいに助け合い、温かなまちづくりについて。

本年度に計画した地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画、第4期障がい福祉計画が新年度からスタートいたします。全ての人々がこの地域において生き生きと自立した生活が送られるよう、計画の推進を図ってまいります。

子育て支援については、子ども・子育て新制度に移行し、幼稚園から施設型給付を受ける認定こども園に対し、町としての所要の措置を講じるほか、保護者の利用負担軽減を図るため、新制度への移行に合わせ、保育園保育料の利用者負担額について、従前の国基準から、新年度からは国基準の7割程度に軽減いたします。

また、多子世帯の対策として、小学3年生の範囲で、最年長の子供から順に2人目は半額、3人目以降は無料へと負担軽減を拡大いたします。

また、年々利用者が増加し、体制面でこれ以上の受け入れが困難な子ども発達支援セン

ターについて、保護者の要望に応えられるよう、職員増など体制強化を図ってまいります。

国際交流事業では、ニュージーランド、ケンブリッジ高校へ毎年高校生2名を短期・交換交互で留学することといたします。

地域コミュニティ活動では、地域に密着したきめ細やかな自治会やさまざまな地域社会の担い手の育成助長を図るとともに、自治基本条例に基づき、町民主体、情報共有、参加、協働の四つの基本原則を柱に、まち育構座、まち育出前講座の開催やまち育新聞の発行などに加え、地域サポーター制度、町長の車座トークをさらに活用し、町民が主役のまちづくりを推進してまいります。

(3) きまりを守り、明るいまちづくりについて。

美幌町内での交通事故死ゼロは、2月15日現在914日で、今なお継続中でありませ

交通安全運動につきましては、引き続きこの町から悲惨な交通事故による死傷者を出さないよう、交通安全教室や自転車教室を開催するとともに、交通安全指導員及び高齢者ボランティア交通安全指導員の方々による通学路や交差点の交通安全指導、さらには多くの町民の方々の協力を得て実施しております、おはようコール旗の波運動など、町民の皆様とともに引き続き一丸となって取り組んでまいります。

消防行政では、計画的な装備品の整備に努めるとともに、組合警防体制一元化の推進による組織の充実強化を図ってまいります。

また、妊婦エントリーネット119、専門治療患者届出制度、脳疾患患者の町外専門病院への直接搬送体制の精度を高めるとともに、医療機関と連携した救急体制の構築に努めてまいります。

消費者保護につきましては、年々巧妙な手口で悪質化する契約トラブルに対し、未然防止及び被害拡大防止に重点を置き、新年度においても消費者行政活性化事業補助金を活用

し、研修や啓蒙啓発活動を行い、消費者協会との連携により、相談体制の強化を図るとともに、情報提供を積極的に行い、町民の皆様が被害に遭わないよう被害の予防・防止に努めてまいります。

今後の防災・減災対策は、平成24年度に見直しを行いました地域防災計画に基づき、着実な推進をしていくこととしておりますが、防災意識の啓発活動とさまざまな訓練を地域と連携して行うほか、本年度から4年計画で取り組んでおります家庭用非常用持出品セットの全戸配付の2年次目として予算化をいたしました。

公的な備蓄につきましては、平成26年度に策定した備蓄計画に基づき、年次的に整備を図ってまいります。

さらには、東日本大震災復興支援の職員派遣につきまして、多くの地域で職員が不足している状況にあり、本町としましては、行政改革の実施により厳しい職員数ではありますが、引き続き新年度も1名派遣する予定であり、現在派遣中の職員の意向及び派遣先の依頼を尊重し、さらに1年継続することとなり、息の長い支援をし、被災地が1日も早く復興するよう支援をいたしてまいります。

日本の安全保障の指針となる新たな防衛計画の大綱と、それに基づく中期防衛力整備計画～統合機動防衛力の構築に向けて～による陸上自衛隊の体制改革により、第6普通科連隊・第101特科大隊が駐屯する陸上自衛隊美幌駐屯部隊に影響を与えかねないものと危惧しています。北の守りを基本として国の守りがあることを共通認識し、道東地域住民の安全・安心を確保するため、引き続き協力諸団体一丸となって駐屯部隊の充実整備に向け、新たな部隊の配置など、より効果的で具体的な提案型の陳情を行い、さらなる活動を展開してまいります。

(4) 環境を整え、美しいまちづくりについて。

森林・林産業の持続的な発展を図るとともに、地域全体の活性化を推進するため、自然

環境に配慮し、適切に管理された森林から産出されたF S C森林認証材の利用促進を図るとともに、認証エリアの拡大を図り、CO₂排出削減及び森林による吸収量増大などの地域循環システムの構築に向け事業を推進します。

また、木質ペレットストーブの導入及び太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システムの導入に当たっては、新年度から社会資本整備総合交付金の対象外となる予定であります。町単独事業として引き続き普及促進を図ってまいります。

本町の公共下水道事業につきましては、昭和48年から全道市町村に先駆けて着手し、33年を経過いたしました。年数の経過とともに、終末処理場及び管渠などの施設の老朽化が進んでいることに伴い、美幌町公共下水道事業長寿命化計画に基づき、補助事業を活用し、年次的な整備をすることとし、昨年度から終末処理場処理施設改築事業に着手しております。

町道整備につきましては、町道2路線の舗装補修工事を本年度に引き続き実施するとともに、新たに35路線について路面性状調査を実施いたします。さらに3路線の改良舗装工事を実施いたします。

また、大正橋長寿命化修繕を本年度に引き続き実施いたします。

美幌町内の公共交通につきましては、平成24年10月から運行を開始した農村地区の乗合タクシーは、通院や買い物への交通手段として定着してきており、今後も高齢者の方へ周知を図りながら、生活の足として、加えて健康づくりや生きがい活動参加のための交通手段として利用を促進してまいります。

また、公共交通利用者の利便性向上や公平性の確保について検討してまいります。

除排雪につきましては、今冬の大雪の経験を踏まえた手法を検証する中、直営と委託による早期の生活路線確保を図るとともに、農村地区におきましては、地元の除雪部会の御協力により、集乳路線及びバス路線を中心と

した除雪を実施し、早期の生活路線確保を図るため、地区の拡大に向けて協議を進めてまいります。

また、間口除雪（置き雪対策）につきましても継続して実施してまいりますとともに、高齢社会における除雪のあり方について、機材の見直しを含め、地域の声をいただきながら進めてまいります。

(5) 文化を高め、しあわせなまちづくりについて。

町民会館「びほーる」は、オープン以来非常に高い利用率が保持され、高い評価を得ていることは、喜ばしい限りであり、まさに美幌の文化の中核的・中心的役割を果たしております。新年度からは、舞台設備等操作体制の充実を図り、鑑賞事業の充実を図るなど、文化振興に努めてまいります。

また、町民会館改築に係る基本計画が、本年7月に完了する予定であることから、これに基づき、速やかに実施設計に取りかかります。

スポーツ振興につきましては、本町出身のアスリートたちがオリンピックを初めとした世界大会、全国大会ですばらしい活躍をしております。次世代の児童生徒においても、全国・全道の各種競技大会で目覚ましい活躍を見せておりますが、新年度においては、クロスカントリースキークース整備に着手いたします。

パークゴルフ場整備につきましては、3月までに基本計画が完了する予定であり、新年度は実施設計に着手し、推進の加速を図ってまいります。

また、ビホロ100キロメートルデュアスロン大会は、今年で29回目を迎え、スポーツイベントとして全国的に知名度もあり、新年度も各地から約300名の選手を迎え、スポーツの振興と町民との交流を図ってまいります。

学校教育につきましては、小学校の35人学級を推進するため、期限付教員を1名増員し、継続配置します。

また、小学校及び中学校に特別支援介助員を継続配置し、特別支援教育の充実に取り組み、子ども発達支援センター、保育園、小学校及び中学校の連携により、子供の発達段階に応じた支援の充実を図ってまいります。

昨年発生しました学校給食によるアレルギー事案への対応として、医師が作成する学校生活管理指導表の費用助成、研修会の実施のほか、学校給食センターではアレルギー除去食を用意する専門調理員を配置し、事故防止に努めてまいります。

(6) 創意と工夫を活かし、誇れるまちづくりについて。

国の2015年度予算は、経済成長に加えて、歳出・歳入両面から財政健全化を進めてきた結果、新規国債発行額は2009年度当初予算以来の30兆円台となり、2015年度の財政健全化目標を達成する予算となったところであります。

しかし、日本の財政は極めて厳しい状況が続いており、消費税10%への引き上げは1年半延期となりましたが、社会保障を次世代に引き継ぎ、国の信認を確保するため、2017年4月に10%への引き上げを確実に実施することとしています。

新年度予算では、地方創生、子育て支援など諸課題への対応を強力に推進し、社会保障の自然増を含め、聖域なく見直し、歳出の徹底的な重点化・効率化を図ったものであります。

また、消費税増収分を活用し、2015年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートいたします。

介護報酬改定では、介護職員の処遇改善などに対する加算は行われましたが、全体としては引き下げられ、利用者の負担が軽減される一方で、介護事業者の運営に支障を来さないよう、運営状況を注視してまいりたいと考えております。

日本経済は、引き続き緩やかな回復基調が続いているとの見方をされておりますが、足元では個人消費などに弱さが見られます。こ

の背景には、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や、夏の天候不順に加え、物価上昇に家計の所得が追いついていないことがあると見られております。

一方、地方の財政運営につきまして、政府は2015年度の地方財政計画をまとめ、歳出を2014年度より1.9兆円多い85兆3,000億円としたところであります。歳出規模が膨らむのは3年連続で、12年ぶりの大きさとなります。新設となる1兆円規模の「まち・ひと・しごと創生事業費」は、自治体による雇用対策や人口減少対策の費用として計上されました。

歳入では、譲与税などを含む地方税収を2兆4,000億円増と見込み、7年ぶりに40兆円台を見込んでおります。8%への消費税増税の効果が通年で寄与するほか、企業業績の回復で法人関係の税収増を見込んだことによるものであります。

また、地方交付税のうち、リーマンショック後の不況対策として始めた別枠加算は、6,100億円から2,300億円に減額となっております。

このような状況の中、平成26年11月に策定しました美幌町中期財政試算では、平成27年度から平成30年度までの4年間で約13億円を超える収支不足が生じる推計結果となったことを踏まえ、第2次美幌町財政運営計画～未来への責任を果たすために強い財政基盤の確立を目指して～に沿って、将来像を見据え、予算編成に臨んだところであります。

今後、多額の費用を要する、緑の苑移転改築補助、町立病院医療機器等更新及び不採算費用繰り出し、北見赤十字病院改築に伴う運営費負担、農業基盤整備事業、町民会館改築事業、パークゴルフ場整備事業、公共施設耐震化及び長寿命化などに加え、人口減少・少子高齢化に伴う労働人口の減少や社会保障費の増加など、一層厳しさを増す状況が明らかである上、超高齢社会を目前に、厳しい時代に耐え得る財政基盤の構築が必要であり、第

2次財政運営計画に基づく長期的視点に立った財政運営にしっかりと取り組み、健全財政のもとでの行政サービスの提供を行っていく必要があると考えているところであります。

今後、住民主体のまちづくりを進めていく上では、創意工夫が求められています。まちづくりのさまざまな情報を共有しながら、町民、議会、行政が連携を深め、町民参加のまちづくりを進めていく必要があります。

自治基本条例の基本原則であります町民参加の手法はさまざまですが、まちづくりの主体は町民の皆様であり、地域社会や町政に積極的に参加して、初めて美幌町のまちづくりができるものと明記しております。情報共有と町民参加により、町民、議会、行政での話し合いが最も大切であると考えおり、町民の皆様との話し合う場を積極的に設けてまいります。

むすびに。

以上、平成27年度の予算編成に当たりまして、基本的な考え方を申し上げます。

日本は今、人口減少対策、経済再生、復興、社会保障改革、教育再生、地方創生、外交・安全保障の立て直しなど、大改革を行う時期にあります。

一方、明るい話題として、昨年未飛び立った「はやぶさ2号」が宇宙での挑戦を続けています。小惑星にクレーターをつくってサンプルを採取するというミッションを可能とした核心技術は福島で生まれました。東日本大震災で一時休業を強いられながらも、技術者の皆さんの熱意が被災地から世界初の技術を生み出しました。

また、同じく昨年、日本海では世界に先駆けて表層型メタンハイドレート、いわゆる「燃える氷」の本格的なサンプル採取に成功しました。日本は資源に乏しい国である、そんな常識は2020年には、もはや非常識になっているかもしれません。日本は変えられる、全ては私たち国民の意志と行動にかかっています。

私たちの町も同様、この厳しい時期を乗り

越えていくためには、新しいことに挑戦していくという気概、そしてあきらめない強い意志が何より重要だと考えております。

先人の苦勞と先輩方の多大な努力により築かれた礎をもとに、さらに飛躍させ、未来に引き継ぐという使命が私たちには与えられています。

次代を担う子供たちが夢と希望に満ちあふれ、そしてこの町に誇りを持ち、ふるさとを思う強い意志と人と人とのきずなを実感できるよう、今この町に生きる多くの人々がそれぞれの立場、持ち場で全力を挙げていただくようお願いするとともに、町民の皆様並びに議員の皆様にも、今後とも一層の御理解と御協力、そしてお支えを心からお願い申し上げます、予算編成方針といたします。

○議長（古舘繁夫君） 暫時休憩をいたします。再開を、3時40分といたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時39分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎会議時間延長の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（古舘繁夫君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎教育行政執行方針

○議長（古舘繁夫君） 引き続き、平成27年度教育行政執行方針について、教育長の発言を許します。

教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 平成27年度美幌町教育行政執行方針を述べさせていただきます。

初めに。

平成27年度予算の御審議をいただく美幌町議会定例会におきまして、教育行政の執行方針について述べさせていただきますことに深く感謝を申し上げますとともに、議員並びに町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、学力の向上や生活習慣、体力・運動能力を初め、いじめや体罰などの対応をめぐって教育環境が見直された中、本年から改正される教育委員会制度がスタートします。

また、一刻の猶予もない少子・高齢化の進行や情報化の進展など、社会情勢が大きく変化する中で、社会システムの基盤である教育については、なお一層の期待が高まっていると考えております。

このような状況において、教育行政を進める教育委員会として、町民の皆様や教育にかかわる方々に対しまして、明確な教育行政執行の方向性を示す中で、多くの皆様から御意見をいただきながら、引き続き顔の見える教育委員会として、さまざまな教育課題について積極的に取り組んでまいります。

教育行政に臨む基本的な考え。

まず、教育委員会の教育行政に臨む基本的な考えについて申し上げます。

美幌町の教育行政は、美幌町教育目標の冒頭に掲げる、人間性豊かな教育を目指してを念頭に、美しく豊かな自然環境と、その開拓精神に基づき、町民ひとりひとりが人間的ふれあいを大事にし、生涯教育への関心を高め、生活・文化の発展をはかるとともに、人間性豊かにして心身共に健全であり、創意に富む児童生徒の育成を目指す美幌町の教育を推進することを目的としており、教育委員会は、この実現に向けて引き続き努力していく考えであります。

このため、美幌町教育目標を基本に、最終年度の第5期総合計画の主要事業や第6期社

会教育中期計画の目指す姿の実現を進め、次期計画の策定や新たな教育委員会制度に伴う総合教育会議などにおいて、町行政との連携を図りながら、教育の充実のための効果的な施策を推進してまいります。

また、効果的な教育行政の推進と町民への説明責任を果たすため、教育委員会の主な事務の管理・執行状況の点検・評価を行っておりますが、内部評価に加え、平成26年度から実施している学識経験者による外部評価を行い、その報告書を議会に提出するとともに、町民の皆様に公表し、検証内容を十分に活かした教育行政を進めてまいります。

重点施策の展開。

学校教育の充実。

学習指導要領の生きる力を育むという理念のもと、児童生徒に確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のバランスがとれた知育・徳育・体育を身につけさせ、あわせて学校・家庭・地域の三者がそれぞれの役割を認識し、連携・協力を果たすことが求められています。

そのためには、正しい判断と行動のできる児童生徒の育成をはかる学校教育を推進するという教育目標の実現に向けて、引き続き、保護者や地域に開かれ、信頼に応える学校づくりの推進に取り組んでまいります。

確かな学力の向上。

これまで以上に変化の激しい社会においては、子供たちが自立して生きていくためには、主体的に学ぶ意欲と確かな学力の向上が不可欠であります。

昨年の全国学力・学習状況調査では、残念ながら小学校では全て全道平均を下回る厳しい状況にありますが、中学校では国語Aが全国平均を上回り、国語Bが全道平均を上回るなど、これまでの取り組みが結果としてあらわれた部分も見られました。この調査や独自の学力検査などから得られた結果を分析し、各学校の改善プランに基づき、学力向上に向けた授業改善などの取り組みを継続して進めることが重要です。

そのため、チーム・ティーチングや習熟度別指導など、指導方法の工夫改善やきめ細かな指導の充実、道教委のチャレンジテストを活用した、振り返り学習などを進めていく考えであります。

また、ICT（情報・通信技術）機器「実物投影機」を活用した多様な指導方法を取り入れ、メリハリのある授業改善にも取り組んでまいります。

長期休業中における学習サポートとして、東京農業大学の大学生ボランティアによる学習サポート事業を年間10日間、全小中学校で実施してまいります。あわせて、退職教員等を活用した放課後における補充的な学習サポートにも力を入れてまいります。

家庭学習の習慣化を図るため、親子算数教室・国語教室の開催や家庭学習の手引き、生活リズムチェックシートなどの活用を呼びかけるなど、保護者との連携に努めてまいります。

昨年から実施している全国学力・学習状況調査結果の教育委員会による公表については、町全体で学習状況を知り、支える必要があることから、引き続き児童生徒の個々の情報に配慮しながら公表してまいります。

現行制度で行われています35人以下をめぐとした少人数学級を小学校の全学年で継続実施するために、3名の教員を町単独で配置し、教員が児童一人一人と向き合う時間をより多く確保し、きめ細かで質の高い学習環境を整えてまいります。

子供たちの学びや育ちの連続性を図るため、幼稚園（保育園）、小学校、中学校、高校へと進む過程で、それぞれの発達段階に応じ、不安をなくす指導ができるよう、入学説明会や体験入学など、学校種間の連携を推進してまいります。

特別支援教育については、障がいのある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育支援を行うため、個別指導計画、個別支援計画を作成し、関係機関などと連携した効果的な指導や支援に取り組んでまいりま

す。

特別な配慮が必要な児童生徒には、引き続き介助員を配置するとともに、特別支援教育関係者への研修会を実施するなど、特別支援教育の充実を図ってまいります。

豊かな心と健やかな身体の育成。

豊かな心の育成については、道徳教育の充実により、規範意識や公正な判断力、生命を大切にする心、他人を思いやる心、善悪の判断などの道徳性を身につけさせることが重要との考えのもと、その推進に当たっては、文部科学省の私たちの道徳の活用や道徳の授業公開、地域の人材やさまざまな教育資源を活用した道徳教育の一層の充実を図ってまいります。

いじめ対策については、どこの子供にもどこの学校にも起こり得るという強い共通意識を持ち、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たしながら、子供たちの小さなサインを見逃すことなく、未然防止、早期発見、早期対応に重点を置いた、いじめを生まない教育土壌をはぐくむ取り組みを進めます。

また、いじめ防止対策推進法に基づく、いじめ防止基本方針により取り組みます。

あわせて、いじめ問題やネットトラブルの増加など、児童生徒を取り巻く環境が複雑かつ多様化している現状を踏まえて、生徒指導のための研修会や情報モラル教育の充実を図ってまいります。

教育相談体制として、教育相談室に2名の専門的な知識を持った相談員を配置します。教育専門相談員は、家庭や学校だけでは解決が難しい教育的課題に取り組み、問題を抱える児童生徒や家庭の相談、指導、支援を行います。

また、学校におけるQUテスト（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を活用した学級集団の状態や学級経営の方針などの指導、相談、支援を行います。

不登校問題相談員は、いじめや学業不振、学校の集団生活になじめず不登校になってい

る児童生徒に対して、学校、家庭と連携をとりながら、学校訪問や家庭訪問等での相談や支援業務、サテライト授業による学習支援等を通して学校復帰を目指すとともに、問題解決に取り組んでまいります。

読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かすことのできないものであります。

そのため、学校図書との連携、選書の充実、美幌図書館との連携、朝読書や読み聞かせ、教科学習での有効活用を図ってまいります。

また、家庭での読書を通じて、家庭内のコミュニケーションを図ろうとする家読を引き続き推進し、子供たちの読書習慣の定着と望ましい生活リズムの形成に努めてまいります。

児童生徒の健康の保持増進につきましては、定期的な健康診断による健康管理はもとより、感染症の予防に努めてまいります。

とりわけ、小学校では虫歯予防対策としてのフッ化物洗口を継続して実施するとともに、中学校では喫煙・危険ドラッグを含む薬物乱用防止教室を開催するなど、適切な保健管理・指導を行ってまいります。

健やかな体を育成するためには、日常的に運動に親しむ習慣を身につけさせることが大切なことから、学校における運動習慣の定着に向けた取り組みを進めるため、引き続き水泳、スキー、スケート授業に、地域の協力のもと、外部講師を生かした体育授業を実施してまいります。

また、全ての学年で新体力テストの実施や全国体力・運動能力、運動習慣などの調査結果を踏まえて、効果的な体力向上の推進に取り組んでまいります。

望ましい生活習慣を定着するためには、よく体を動かし、よく食べ、よく眠るという規則正しい基本的な1日の生活リズムを身につけさせることが大切です。生活リズムと、学

力・体力とは密接な関係にあることから、早寝・早起き・朝ごはん運動を基本に、家庭学習と毎日の運動の定着を図ってまいります。

あわせて、学校や家庭での食に対する生活習慣の改善など、食育の推進にも努めてまいります。

信頼される学校の推進。

学校教育は、保護者や地域住民との信頼関係が基盤となることから、教員は教育の専門家として、子供たちや保護者の負託に応え、責任ある教育活動を展開できる資質・能力を高めるとともに、法令を遵守し、教職に対する使命感や倫理観を持って職務を遂行しなければなりません。

そのため、積極的に個人研修や学校外における各種研修、講座等への参加促進、組織的に取り組む校内研修、校内研修に裏づけられた授業の公開、研究協議を積極的に進めるなど、授業の改善、見直しに努めるとともに、教育局指導主事や町指導主事による学習指導や教育に関する専門的事項の指導助言を行い、教員の資質能力や指導力の向上に努めてまいります。

各学校は、やるべきことをやり、その結果を公開し、地域の教育力を積極的に活用しながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進する必要があります。

そのためには、参観日や学校行事での保護者や地域の方々との交流を初め、学校評議員との懇談、学校だよりを通して学校の状況や取り組みの様子を保護者や地域に発信するとともに、児童生徒や保護者のアンケート、学校関係者の評価など、多くの意見を反映させた学校経営や学校教育活動の改善を進めてまいります。

また、教職員の協働意識を高めるため、学校運営の参画意識を高揚させるような取り組みを進めてまいります。

教職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために職務を遂行すべき責務を負っていることや、児童生徒の手本となるべき立場であることを自覚し、学校教育に対する町民の

信頼を損なうことのないよう、法令等を遵守し、みずからの姿勢を正すなど、教職員一人一人が厳正に職務を遂行するよう指導を徹底し、服務規律の厳正保持に努めてまいります。

教育環境の整備・充実。

子供たちが快適で安心して学べる良好な学習環境を維持するため、また、今後見込まれる児童生徒数や教育環境の変化に対応するため、計画的な学校施設設備の改修に努めてまいります。

新年度は、美幌小学校体育館温風暖房機取替修繕、美幌小学校校舎暖房ボイラー取替修繕、東陽小学校非構造部材の耐震化対策、東陽小学校体育館床塗装、旭小学校体育館屋根改修、旭小学校屋外遊具更新、旭小学校・美幌中学校及び北中学校教職員用パソコンの更新、北中学校教育用コンピューターの更新などを実施いたします。

子供の安全・安心を確保していくため、各学校では危機管理マニュアルを作成し、不測の事態に備えております。

子供たちがみずからの力で状況に応じた判断や行動を通して、危険を回避する力を身につけられるよう、火災や地震、台風災害を想定した避難訓練や防災訓練を実施いたします。

また、交通安全教室の開催、自転車マナーの指導や防犯訓練を関係機関と連携の上、計画的に実施するとともに、通学路の安全確保、登下校の見守り活動、不審者情報メールの配信や携帯電話・パソコン等のインターネット犯罪から子供たちを守る取り組みを進めるため、保護者、地域住民、関係機関と連携し、地域ぐるみの取り組みを進めてまいります。

学校給食では、学校給食摂取基準に基づき、必要なエネルギーや栄養素を満たすよう留意しながら、多様な調理法を組み合わせた献立作成に努めるほか、美幌産農畜産物や加工品を可能な限り使用するなど、地産地消の推進に合わせ、学校訪問指導を通じて、地域

農畜産業への理解を深める取り組みを引き続き行ってまいります。

また、食物アレルギー対策では、昨年10月に北海道教育委員会が策定した学校における食物アレルギー対応の進め方に基づいた対応を行います。具体的には、アレルギー対応を必要とする児童生徒については、医師が作成する学校生活管理指導表を保護者が学校に提出し、これに基づいたアレルギー対応を行います。町としましても、学校生活管理指導表を作成する費用の一部を助成し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

なお、給食センターは、開設後17年が経過し、各種調理機器などが経年劣化したことにより、新年度は真空式温水機、包丁まな板殺菌庫、配送用コンテナ、米飯缶などの更新、電動水圧洗米機の修繕などを行い、適正な維持管理に努めてまいります。

スクールバスの運行事業については、旧町営バス路線を含め、委託8台、直営1台の9台で運行いたします。

運行に関しましては、児童生徒の利便性、安全運行に努めるのはもとより、少人数の登下校時の場合には、ハイヤーを代替として活用するなど、引き続き経費削減と効率的な運行に努めてまいります。

高等学校への連携協力。

新たな美幌高校が開校して5年目を迎え、普通科と農業科が併設された高校として、学校の特色を生かした教育活動が実践されています。

美幌高校の教育活動の様子を広く広報やホームページなどで情報発信し、町内唯一の高校として、魅力ある高校づくりを支え、生徒確保に向けた必要な手立てを町行政と連携を図りながら実施してまいります。

社会教育の充実。

これからの社会教育は、いつでも、どこでも、誰でもが学習できる生涯学習社会の実現と、それぞれの学びが多様化する社会の諸課題に敏感に目を向け、その解決に向けた取り組みを展開していくことも重要な役割となり

ます。

町民一人一人の自主的・自発的な学習の支援と、その成果を地域に生かす取り組みを進めてまいります。

また、第6次美幌町社会教育中期計画の最終年度を迎えますが、5カ年計画の成果を検証しながら次期計画の策定を進めます。

健全な青少年をはぐくむ家庭・地域づくりの推進。

家庭における教育力の向上は、子供の心身とともに豊かな成長を初め、基本的生活習慣の習得や家庭での学習の定着のために重要なことから、幼稚園家庭教育学級など、乳幼児期を初めとした保護者への学習機会の充実を図るための事業を積極的に推進してまいります。

著しい成長を遂げる少年期に、家庭や地域社会を初め、学校や学校外などでさまざまな経験を積むことは、何ものにもかえがたい財産となります。

次代を担う子供たちの健全育成を促し、生きる力をみずから獲得するきっかけとなるよう、通学合宿を初めとした各種事業をより一層推進するとともに、子供自身が主体性を持って学習や活動に取り組むことができるよう支援してまいります。

はたちの集いや青年交流会など、次代のまちづくりを担う青年が、自分たちで物事を考え、行動し、互いに高め合う取り組みを支援し、若者のまちづくりへの参画を促すとともに、地域社会において活躍できる人材の育成を進めてまいります。

地域の子供は地域で育てるを基本に、青少年育成専門推進員を配置し、青少年育成指導員を含む地域安全パトロール隊リトルウイングや関係機関と連携し、見守りや巡視活動を充実させるとともに、青少年育成協議会など、関係機関、団体との連携により、インターネットやスマホなどの今日的問題にも取り組み、事件事故を未然に防ぐ活動を支援するなど、町民総ぐるみ運動のより一層の広がりを展開してまいります。

成人教育では、幅広い年代に対し、学習のきっかけづくりのためのイマドキ講座や女性講座を引き続き実施するとともに、女性学級や女性リーダー国内研修派遣事業への参加促進を図り、一人一人が主体性を持って地域の中で活動できるよう支援してまいります。

高齢者教育の一翼を担う明和大学は、高齢者がみずから学び活動をする場として定着し、生涯学習としても、その重要性はますます大きくなっています。入学者の増が課題としてありますが、楽しく学び続けられるよう、社会参加を図りながら積極的に学習活動を推進してまいります。

また、明和大学卒業生で組織する明和友の会の自主的学習活動や運営に対しましても、生涯学習推進のため、引き続き支援してまいります。

豊かな心を育む芸術文化活動の振興。

芸術や文化活動において、町民会館「びほーる」を核として、幅広く多彩な芸術文化を鑑賞できる機会の充実や町民生活の質の向上を目指して、ギャラリーコンサートやアートギャラリーの実施、演劇セミナーの開催など、芸術や文化活動への支援を継続してまいります。

また、既存町民会館の建て替えによる改築を進めており、現在の多目的利用を基本に、「びほーる」と連動した施設づくりを進め、より充実した文化振興を図ってまいります。

社会教育を充実させる学習環境づくりの推進。

図書館では、乳児期の10カ月検診時に乳幼児への読み聞かせの大切さや、その方法の説明とともに、保護者へ絵本を手渡すことにより、町民への子育て支援や子供の読書活動の推進を図るためのブックスタート事業、小学校1年生を対象に読書の大切さを伝えながら、読書習慣の形成と豊かな情操をはぐくむため、本をプレゼントするブックセカンド事業を引き続き実施してまいります。

また、第2次子どもの読書活動推進計画に基づき、各学校との連携強化とボランティア

の皆さんの御支援をいただきながら、発達段階に応じた読書活動を家庭、地域、学校において積極的に推進できるよう、さまざまな事業を展開してまいります。

さらに、町民各層の生涯学習支援の施設として、また、情報の発信の場として、公共図書館の使命を果たすとともに、町民に親しまれる図書館づくりを目指してまいります。

博物館では、多くの町民が興味を抱き、ふるさとを知っていただくきっかけづくりとなるよう、美幌の昆虫たちをテーマとした特別展の開催、さらにはかぞくの時間、美幌の四季展などの企画展を予定しております。

教育普及では、引き続き各種団体や学校教育とさらなる連携を図り、講座内容を充実し、博物館教育につながるよう努め、多くの町民が博物館活動に関心を持ち、親しまれる館づくりを積極的に目指してまいります。

文化財の保全・保護では、指定文化財の点検、巡視を行うとともに、埋蔵文化財発掘調査として、道営畑地帯総合土地改良事業の昭美、豊栄2地域における予備調査、各種開発行為に伴う事前調査を予定しております。

社会教育施設については、利用の実態や要望を踏まえ、計画的に進めておりますが、新年度は、あさひ多目的広場少年野球場照明改修、柏ヶ丘公園歩くスキーコースの手すり布設替及び照明設備の増設、河畔公園パークゴルフ場実施設計、町民会館改築実施設計、また、昨年度に引き続きB&G海洋センター上屋シート改修などを予定しております。

生涯にわたるスポーツ活動の振興。

心身ともに健康で充実した生活を営むためには、生涯にわたり運動・スポーツ活動に取り組むことが重要であり、誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる社会実現が課題となっています。

このような中、各種競技スポーツの普及と生涯スポーツの振興に努め、町民の皆様が運動に親しめる機会を拡充し、誰もが健康で豊かな生活と地域コミュニティが広がるよう、体育協会及び総合型地域スポーツクラブと引

き続き連携、協働を図ってまいります。

また、各種スポーツ団体による積極的な活動、スポーツ合宿の受け入れや指導者の養成などにより、競技選手、団体の活躍が見られ、全国大会や国際大会を初め、昨年のソチオリンピック・パラリンピックには、本町出身のスポーツ選手4名が出場するなど、町民に感動と希望を与えたことは、これまでの活躍の成果であると考えております。

新年度は、引き続きNECラグビー部やスケートの夏合宿などの招聘を予定しており、少年団や高校生に対する指導も行われ、技術の向上が図られるものと期待しているところであります。

今後とも青少年から高齢者に至るまで、それぞれのニーズに応じた活動の促進と指導者の養成や活用を進め、地域スポーツの普及推進を図ってまいります。

結び。

以上、平成27年度の教育行政執行に当たりまして、教育委員会の方針を申し上げます。

教育委員会は、町行政や関係機関との連携はもとより、家庭や地域と協働して、これからのふるさと美幌を支える子供たちの健やかな成長と、町民一人一人が生き生きと学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、全力で取り組んでまいります。

議員並びに町民皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎延会の議決

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（古館繁夫君） 本日は、これで延会
いたします。

午後 4時13分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員